

# 京浜急行電鉄株式会社

## 第105期定時株主総会招集ご通知



### 日 時

2026年6月26日（金曜日）午前10時（受付開始：午前9時15分）

### 場 所

神奈川県横浜市西区高島2丁目18番1号 横浜新都市ビル（そごう横浜店）9階新都市ホール

### 決議事項

第1号議案 剰余金の配当の件

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）8名選任の件

第3号議案 監査等委員である取締役1名選任の件

第4号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）等に対する株式報酬制度の一部改定の件

株主総会ご出席の株主の皆様への、お土産および乗車券のご用意はございません。  
何卒ご理解いただきますようお願い申し上げます。

株 主 各 位

(証券コード 9006)  
2026年6月4日

神奈川県横浜市西区高島1丁目2番8号  
**京 浜 急 行 電 鉄 株 式 会 社**  
取締役社長 川 俣 幸 宏

## 第105期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申しあげます。

さて、当社第105期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご案内申しあげます。

本定時株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイトに掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申しあげます。

株主総会資料  
掲載ウェブサイト

<https://d.sokai.jp/9006/teiji/>



当社ウェブサイト

<https://www.keikyu.co.jp/ir/stock/meeting.html>



東京証券取引所ウェブサイト  
(東証上場会社情報サービス)

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



上記の東京証券取引所ウェブサイトアクセスいただき、「銘柄名(会社名)」に「京浜急行電鉄」または「コード」に当社の証券コード「9006」を入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類／PR情報」を順に選択のうえ、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知／株主総会資料」からご確認くださいませようお願い申しあげます。

**なお、当日ご出席されない場合は、3頁に記載の方法によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、2026年6月25日(木曜日)午後5時45分までに議決権を行使くださいますようお願い申しあげます。**

敬 具

## 記

1. 日 時 2026年6月26日（金曜日）午前10時

2. 場 所 神奈川県横浜市西区高島2丁目18番1号  
横浜新都市ビル（そごう横浜店）9階 新都市ホール  
（末尾ご案内図をご参照ください。）

### 3. 目的事項 報告事項

1. 第105期（2025年4月1日から2026年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第105期（2025年4月1日から2026年3月31日まで）計算書類の内容報告の件

### 決議事項

第1号議案

剰余金の配当の件

第2号議案

取締役（監査等委員である取締役を除く。）8名選任の件

第3号議案

監査等委員である取締役1名選任の件

第4号議案

取締役（監査等委員である取締役を除く。）等に対する株式報酬制度の一部改定の件

以 上

1. 電子提供措置事項のうち、事業報告における主要な事業内容、主要な事業所等、従業員の状況、会計監査人の状況、会社の体制および方針、連結株主資本等変動計算書、連結注記表、株主資本等変動計算書および個別注記表につきましては、法令および当社定款の規定に基づき、書面交付請求をした株主様に交付する書面には記載しておりません。したがって、書面交付請求をした株主様に交付する書面は、監査報告を作成するに際し、監査等委員会および会計監査人が監査をした対象書類の一部であります。
2. 電子提供措置事項または同事項を記載した書面に修正が生じた場合は、上記インターネット上の各ウェブサイトにてその旨、修正前の事項および修正後の事項を掲載させていただきます。



## 議決権行使方法についてのご案内



### 株主総会に ご出席する方法

同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。なお、資源節約のため、本招集ご通知をお持ちくださいますようお願い申し上げます。

株主総会開催日時

**2026年6月26日**（金曜日）  
**午前10時**  
（受付開始：午前9時15分）



### 書面で議決権を 行使する方法

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、ご返送ください。

行使期限

**2026年6月25日**（木曜日）  
**午後5時45分到着分まで**



### インターネット等で 議決権を行使する方法

4頁に記載の方法で、議案に対する賛否をご入力ください。

行使期限

**2026年6月25日**（木曜日）  
**午後5時45分受付分まで**

#### 議決権行使の取り扱い

議決権行使書またはインターネット等により議決権を行使される際の取り扱いは、次のとおりとさせていただきます。

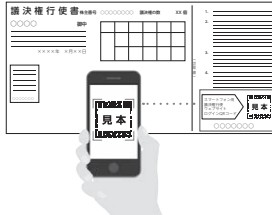
1. ご返送いただいた議決権行使書において、各議案につき賛否の表示をされない場合は、賛成の表示があったものとして取り扱います。
2. インターネット等により、複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使とさせていただきます。
3. 議決権行使書とインターネット等の両方で議決権行使をされた場合は、後に到着したものを有効な議決権行使とさせていただきます。
4. 議決権行使書とインターネット等が同日に到着した場合は、インターネット等を有効な議決権行使とさせていただきます。

# インターネット等による議決権行使のご案内

## スマートフォンによる方法 「スマート行使」

議決権行使コードおよびパスワードを入力することなく議決権行使ができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコード®を読み取ってください。



(注)「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

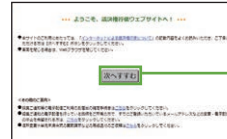


議決権行使後に行使内容を変更する場合には、再度QRコード®を読み取っていただき、右記の「パソコン等による方法」で、再度議決権行使をお願いいたします。

## パソコン等による方法

議決権行使  
ウェブサイト <https://www.web54.net>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



「次へすすむ」をクリック

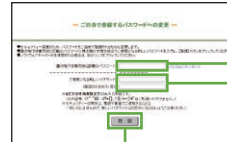
- 2 議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」を入力

「ログイン」をクリック

- 3 議決権行使書用紙に記載の「パスワード」をご入力ください。



議決権行使書用紙に記載の「パスワード」を入力

ご使用になる「新しいパスワード」を設定

「登録」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

インターネット等による議決権行使に関する  
お問い合わせ先

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル  
電話番号：☎ 0120-652-031  
(受付時間 午前9時～午後9時)

(注) インターネット等による議決権行使を行っていただく際のプロバイダーおよび通信事業者の料金（接続料等）は、株主様のご負担となります。

【機関投資家の皆様へ】

インターネットによる議決権行使のほかに、あらかじめお申し込みされた場合に限り、電磁的方法による議決権行使の方法として、議決権電子行使プラットフォーム（東証プラットフォーム）をご利用いただけます。

以上

# 株主総会参考書類

## 議案および参考事項

### 第1号議案 剰余金の配当の件

当社は、株主の皆様への適切な利益還元を経営上の最重要政策と位置付け、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資するため、財務の健全性の確保に努めるとともに、成長のための投資と株主還元を両立させることを基本方針としております。株主還元方針につきましては、配当性向40%程度を目安に配当を行うほか、利益水準、投資計画および財政状態等を総合的に勘案して、自己株式の取得も機動的に行うことを掲げております。

この方針を踏まえ、当期の期末配当につきましては、次のとおりといたしたいと存じます。

#### 期末配当に関する事項

##### 1. 株主に対する配当財産の割り当てに関する事項およびその総額

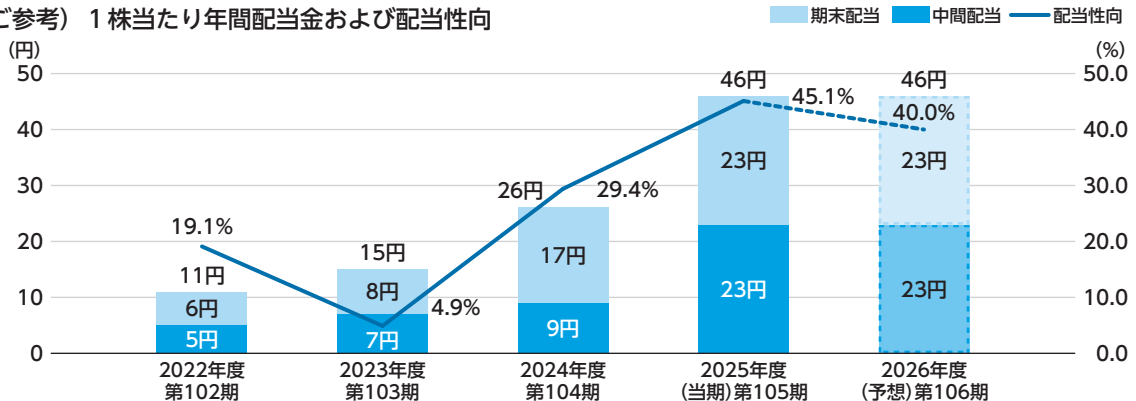
当社普通株式1株につき金23円 総額 6,189,699,855円

なお、中間配当金として1株につき23円をお支払いしておりますので、当期の年間配当金は、1株につき46円となります。

##### 2. 剰余金の配当が効力を生じる日

2026年6月29日

(ご参考) 1株当たり年間配当金および配当性向



## 第2号議案

## 取締役（監査等委員である取締役を除く。）8名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。）全員（9名）は、本株主総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役会の独立性を高める観点から業務執行取締役を1名減員し、取締役（監査等委員である取締役を除く。）8名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、各候補者については、半数以上が独立社外取締役に構成され、独立社外取締役を委員長とする指名・報酬委員会への諮問を経て、取締役会において決定しております。

また、監査等委員会からは、本議案について、株主総会において述べるべき意見はないとの報告を受けております。

各候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	属性	氏名	現在の当社における地位	取締役会出席回数
1	再任	はら だ かず ゆき 原 田 一 之	取締役会長（代表取締役）	13回／13回
2	再任	かわ また ゆき ひろ 川 俣 幸 宏	取締役社長（代表取締役） 社長執行役員	13回／13回
3	再任	かね こ ゆう いち 金 子 雄 一	取締役専務執行役員	13回／13回
4	再任	たけ や ひで き 竹 谷 英 樹	取締役専務執行役員	13回／13回
5	再任	すぎ やま いざお 杉 山 勲	取締役常務執行役員	13回／13回
6	再任 社外 独立	かき ざき たまき 柿 崎 環	取締役	13回／13回
7	再任 社外 独立	の はら さ わ こ 野 原 佐和子	取締役	13回／13回
8	新任 社外 独立	さ とう かず お 佐 藤 和 夫	—	—

(注) 1. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、再任候補者各氏は当該契約の被保険者であります。また、各候補者の選任が承認された場合には、新任候補者を含めた候補者各氏は当該契約の被保険者となります。当該契約の内容につきましては、事業報告「Ⅳ 会社役員に関する事項」の「1. 取締役の氏名等」(注) 13. に記載のとおりであり、当該契約は本株主総会後に更新を予定しております。

2. 当社は、取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く。）および執行役員に対して株式報酬制度を導入しており、同制度に基づき原則として退任時に各候補者に交付される予定の株式数（2026年3月31日現在）を、各候補者が所有する当社株式数と併記しております。

(ご参考)

## スキル・マトリックス

本株主総会において、第2号議案および第3号議案が原案どおり承認された場合の取締役のスキルは、次のとおりであります。

なお、取締役会における女性取締役は3名（23%）となります。

氏名	属性	企業経営	サステナビリティ経営戦略	財務会計	ガバナンス 法務 リスク管理	人財開発 組織戦略	営業 マーケティング	ICT DX	交通	不動産 生活サービス
原田 一之		●	●	●	●	●	●		●	
川俣 幸宏		●	●	●	●		●	●	●	●
金子 雄一		●	●	●		●	●			●
竹谷 英樹		●			●	●	●		●	●
杉山 勲		●	●		●		●	●	●	
柿崎 環	社外 独立		●		●					
野原 佐和子	社外 独立	●	●				●	●		
佐藤 和夫	社外 独立	●	●	●	●			●		
原田 修 (監査等委員)	社外 独立	●		●						●
浦辺 和夫 (監査等委員)		●	●	●	●	●	●		●	
末綱 隆 (監査等委員)	社外 独立			●	●	●				
須藤 修 (監査等委員)	社外 独立			●	●					
佐藤 りえ子 (監査等委員)	社外 独立				●					

当社は、執行役員制度を導入しております。本株主総会後の取締役兼務者以外の執行役員のスキルは、次のとおりであります。

氏名	企業経営	サステナビリティ 経営戦略	財務 会計	ガバナンス 法務 リスク管理	人財開発 組織戦略	営業 マーケティング	ICT DX	交通	不動産 生活サービス
青野 良生	●	●	○	●	●	●	●		●
竹内 明男								●	
坂齊 素彦	●					●			●
村松 英樹						●			●
谷井 健						●			●
落合 雄		●	●	●			○		○
島 由紀子						●	●		●
森 明裕	●							●	
富岡 勇人					●		●	●	

- (注) 1. ○は、担当として今後伸ばさせていくスキルであります。  
2. 取締役および執行役員（取締役兼務者を除く。）の有するすべてのスキルを表すものではありません。

スキル・マトリックス各項目の選定理由は、次のとおりであります。

項目	選定理由
企業経営	経営を監督する役割を適切に果たすとともに、企業価値創出の基盤となる経営資本強化を推進するため。
サステナビリティ 経営戦略	当社グループの持続的な成長および中長期的な社会価値・企業価値の向上に資する戦略を策定し、経営・事業活動を推進していくため。
財務 会計	財務報告の適切性・正確性を確保するため。また、大規模成長投資を推進するうえでの財務健全性の確保や資本収益性・株価を意識した経営を実現するため。
ガバナンス 法務・リスク管理	経営の基盤となるガバナンスに関する知見を有しつつ、経営上のリスクを的確に認識し、適切な対応策を講じることで、リスクに強い企業体質を構築するため。
人財開発 組織戦略	顧客視点での価値創造・共創ができる人財の開発および創発を促すカルチャーを醸成することで、人的資本経営を推進するため。
営業 マーケティング	顧客の多様なニーズに応じたサービスを提供することで、コーポレート・ブランドおよび当社沿線のまちのブランドイメージの向上を実現するため。
ICT DX	リアルとデジタルの融合によって、交通事業の次世代型オペレーションを実現するほか、データを活用した戦略的マーケティングを推進するため。
交通	基幹事業として、公共性と収益性が両立する持続的なサービスを提供するほか、あらゆる交通手段の最適化を行い、まちの価値向上と沿線範囲の拡大を実現するため。
不動産 生活サービス	不動産事業を交通事業に並ぶ第2の柱となる事業とすべく強化推進するほか、拠点整備や生活支援を行い、移動のきっかけや人の流れの需要創出を実現するため。



候補者  
番号

1

はら だ かず ゆき  
**原田 一之**

生年月日  
1954年1月22日（満72歳）

再任

取締役在任年数

19年（本株主総会最終時）

所有する当社の株式数

51,500株

株式報酬制度に基づく交付予定株式の数

22,150株

### 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1976年4月 当社入社  
2007年6月 当社取締役  
2010年6月 当社常務取締役  
2011年6月 当社専務取締役

2013年6月 当社取締役社長  
2013年6月 当社代表取締役 現在に至る  
2019年6月 当社取締役社長執行役員  
2022年4月 当社取締役会長 現在に至る

取締役会への出席回数 13回／13回

### （重要な兼職の状況）

横浜新都市センター株式会社取締役社長  
株式会社エヌケービー社外取締役

### 【取締役候補者とした理由】

原田一之氏は、主に鉄道事業および人事業務等の業務経験を有しており、会社経営全般に関する豊富な知見を、当社の企業価値向上に活かすことを期待しております。また、2013年6月から、取締役社長として、2022年4月から、取締役会長として当社グループの経営を担っており、経営の重要事項の決定および業務執行の監督等の役割を適切に果たしていることから、引き続き取締役候補者としております。

（注）同氏は、横浜新都市センター株式会社の取締役社長であり、同社は、当社の事業の部類に属する取引（建物の賃貸、駐車場の経営）を行っております。当社と同社との間には、ポイントサービス加盟店契約、電子マネー利用加盟店契約および建物の賃貸借契約等に関する取引があります。



候補者  
番号

2

かわ また

川俣

ゆき ひろ

幸宏

生年月日

1964年2月10日（満62歳）

再任

取締役在任年数

10年（本株主総会最終時）

所有する当社の株式数

14,500株

株式報酬制度に基づく交付予定株式の数

20,475株

### 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1986年4月 当社入社  
2016年6月 当社取締役  
2019年6月 当社取締役常務執行役員  
2022年4月 当社取締役社長執行役員  
現在に至る

2022年4月 当社代表取締役 現在に至る  
2022年4月 当社グループ業務監査部担当  
現在に至る

取締役会への出席回数 13回／13回

### （重要な兼職の状況）

日本空港ビルディング株式会社社外取締役  
株式会社ルミネ社外取締役  
横浜新都市センター株式会社社外取締役  
京急川崎駅西口地区第一種市街地再開発準備組合理事長

### 【取締役候補者とした理由】

川俣幸宏氏は、主にホテル事業および経営管理業務等の業務経験を有しており、会社経営全般に関する豊富な知見を、当社の企業価値向上に活かすことを期待しております。また、2022年4月から、取締役社長として当社グループの経営を担っており、経営の重要事項の決定および業務執行の監督等の役割を適切に果たしていることから、引き続き取締役候補者としております。

（注） 同氏は、京急川崎駅西口地区第一種市街地再開発準備組合の理事長であり、当社は同組合に対して、再開発コーディネーター費の支払いがありません。

候補者  
番号

3

かね こ ゆう いち  
**金子 雄一**生年月日  
1965年4月18日（満61歳）

再任

取締役在任年数

3年（本株主総会最終時）

所有する当社の株式数

7,900株

株式報酬制度に基づく交付予定株式の数

11,975株

## 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1988年4月	当社入社	2025年4月	当社取締役専務執行役員 現在に至る
2019年6月	当社執行役員	2026年4月	当社生活事業創造本部長 現在に至る
2021年6月	当社常務執行役員		
2023年6月	当社取締役常務執行役員		

取締役会への出席回数 13回／13回

## 【取締役候補者とした理由】

金子雄一氏は、主に開発事業等の業務経験を有しており、企業経営、サステナビリティ・経営戦略、財務・会計、人財開発・組織戦略、営業・マーケティングおよび不動産・生活サービスに関する豊富な知見を、当社の企業価値向上に活かすことを期待しております。また、2023年6月から、取締役として経営の重要事項の決定および業務執行の監督等の役割を適切に果たしていることから、引き続き取締役候補者としております。

候補者  
番号

4

たけ や ひで き  
**竹谷 英樹**生年月日  
1964年4月8日（満62歳）

再任

取締役在任年数

3年（本株主総会最終時）

所有する当社の株式数

5,200株

株式報酬制度に基づく交付予定株式の数

10,700株

## 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1988年4月	当社入社	2023年4月	当社生活事業創造本部 品川開発推進部担当 現在に至る
2020年6月	当社執行役員	2023年6月	当社取締役常務執行役員
2023年4月	当社常務執行役員	2026年4月	当社取締役専務執行役員 現在に至る
2023年4月	当社鉄道本部長 現在に至る		

取締役会への出席回数 13回／13回

## （重要な兼職の状況）

横浜高速鉄道株式会社社外取締役

## 【取締役候補者とした理由】

竹谷英樹氏は、主に流通事業および人事業務等の業務経験を有しており、企業経営、ガバナンス・法務・リスク管理、人財開発・組織戦略、営業・マーケティング、交通および不動産・生活サービスに関する豊富な知見を、当社の企業価値向上に活かすことを期待しております。また、2023年6月から、取締役として経営の重要事項の決定および業務執行の監督等の役割を適切に果たしていることから、引き続き取締役候補者としております。



候補者  
番号

5

すぎ やま  
杉山

いさお  
勲

生年月日  
1967年10月2日 (満58歳)

再任

取締役在任年数

2年 (本株主総会最終時)

所有する当社の株式数

2,800株

株式報酬制度に基づく交付予定株式の数

8,600株

### 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1990年 4月 当社入社  
2021年 6月 当社執行役員  
2024年 4月 当社常務執行役員

2024年 4月 当社新しい価値共創室長  
現在に至る  
2024年 6月 当社取締役常務執行役員  
現在に至る

取締役会への出席回数 13回 / 13回

### 【取締役候補者とした理由】

杉山勲氏は、主に総務業務等の業務経験を有しており、企業経営、サステナビリティ・経営戦略、ガバナンス・法務・リスク管理、営業・マーケティング、ICT・DXおよび交通に関する豊富な知見を、当社の企業価値向上に活かすことを期待しております。また、2024年6月から、取締役として経営の重要事項の決定および業務執行の監督等の役割を適切に果たしていることから、引き続き取締役候補者としております。

候補者  
番号

6

かき ざき

柿崎

たまき

環

生年月日

1961年1月16日（満65歳）

再任

社外

独立

社外取締役在任年数

6年（本株主総会最終時）

所有する当社の株式数

0株

取締役会への出席回数 13回／13回

## 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

2008年4月	東洋大学法科大学院教授 (2012年3月退任)	2017年6月	日本空港ビルデング株式会社社外監査役 (2022年6月退任)
2012年4月	横浜国立大学国際社会科学研究院教授 (2014年3月退任)	2019年6月	当社企業価値分析会議委員 現在に至る
2014年4月	明治大学法学部教授 現在に至る	2020年6月	当社取締役 現在に至る
2016年6月	エーザイ株式会社社外取締役 (2020年6月退任)	2021年6月	株式会社秋田銀行社外取締役 現在に至る
2016年6月	三菱食品株式会社社外取締役 (2025年9月退任)	2022年6月	日本空港ビルデング株式会社 社外取締役（監査等委員） 現在に至る

## （重要な兼職の状況）

明治大学法学部教授

日本空港ビルデング株式会社社外取締役（監査等委員）

株式会社秋田銀行社外取締役

## 【社外取締役候補者とした理由および期待する役割】

柿崎環氏は、内部統制や内部監査に関する分野を専門とする大学教授であり、空港ターミナルビル運営会社等の社外役員および大手医薬品会社の元社外役員として、豊富な経験と幅広い見識を有しており、その経験および見識を業務執行の監督等に活かす役割を期待しております。また、2020年6月から、当社社外取締役としてその役割を適切に果たしていることから、引き続き社外取締役候補者としております。

- (注) 1. 同氏は、当社が定める「社外役員の独立性の判断基準」（18頁をご参照ください。）を充足しております。同氏は、株式会社秋田銀行の社外取締役であります。業務執行者ではありません。また、当社と本社との間には資金借入等の取引がありますが、本社からの借入額は借入金全体の10%未満であり、「社外役員の独立性の判断基準」で定める「当社の主要な借入先である会社」の基準（直近事業年度末において当社の資金調達につき代替性のない程度に依存している金融機関その他の大口債権者）には該当いたしません。
2. 当社は、同氏を東京証券取引所から確保が義務付けられている独立役員として同取引所に届け出ております。
3. 当社は、同氏との間で、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令の定める最低責任限度額となります。なお、同氏の選任が承認された場合には、同様の内容による責任限定契約を締結する予定であります。
4. 同氏が2017年6月から社外監査役を務め、2022年6月から社外取締役（監査等委員）を務めている日本空港ビルデング株式会社は、同氏が在任期間を含む時期における、特定の個人に利益を与える目的での不適切な行為等が認められたとして、2025年5月に国土交通省から厳重注意を受けております。同氏は、同社社外監査役および社外取締役（監査等委員）在任期間中、事前にいずれの事実も認識しておりませんが、日頃から法令遵守の視点に立った意見・提言等を行っており、当該事実の判明後は、同社の特別調査委員会の委員として再発防止策の提言等を内容とする調査報告を行うなど、その職責を果たしております。

候補者  
番号

7

の はら さ わ こ

野原 佐和子

生年月日  
1958年1月16日 (満68歳)

再任

社外

独立

社外取締役在任年数

5年 (本株主総会最終時)

所有する当社の株式数

0株

取締役会への出席回数 13回 / 13回

## 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

2001年12月	株式会社イプシ・マーケティング研究所 代表取締役社長 現在に至る	2014年6月	株式会社ゆうちょ銀行社外取締役 (2020年6月退任)
2006年6月	日本電気株式会社社外取締役 (2012年6月退任)	2018年6月	東京瓦斯株式会社社外監査役 (2021年6月退任)
2009年10月	慶應義塾大学大学院政策・メディア研究科 特任教授 (2019年9月退任)	2019年6月	第一三共株式会社社外取締役 (2025年6月退任)
2012年6月	株式会社損害保険ジャパン (現 損害保険ジャパン株式会社) 社外監査役 (2013年6月退任)	2020年4月	慶應義塾大学大学院政策・メディア研究科 特任教授 (2022年3月退任)
2013年6月	NK S Jホールディングス株式会社 (現 SOMP Oホールディングス株式会社) 社外取締役 (2021年6月退任)	2021年6月	当社取締役 現在に至る
		2021年6月	東京瓦斯株式会社社外取締役 (2022年6月退任)
		2022年6月	株式会社りそなホールディングス 社外取締役 現在に至る

## (重要な兼職の状況)

株式会社イプシ・マーケティング研究所代表取締役社長  
株式会社りそなホールディングス社外取締役

## 【社外取締役候補者とした理由および期待する役割】

野原佐和子氏は、ITビジネスにおける事業戦略やマーケティング戦略に関する会社の経営者であり、大手金融機関の社外役員および政府関係会議の有識者委員として、豊富な経験と幅広い見識を有しており、その経験および見識を業務執行の監督等に活かす役割を期待しております。また、2021年6月から、当社社外取締役としてその役割を適切に果たしていることから、引き続き社外取締役候補者としております。

- (注) 1. 同氏は、当社が定める「社外役員の独立性の判断基準」(18頁をご参照ください。)を充足しております。
2. 当社は、同氏を東京証券取引所から確保が義務付けられている独立役員として同取引所に届け出ております。
3. 当社は、同氏との間で、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令の定める最低責任限度額となります。なお、同氏の選任が承認された場合には、同様の内容による責任限定契約を締結する予定であります。
4. 同氏が2021年6月まで社外取締役を務めたSOMP Oホールディングス株式会社の子会社である損害保険ジャパン株式会社は、同氏が在任期間を含む時期における、独占禁止法に抵触すると考えられる行為および同法の趣旨に照らして不適切な行為ならびにその背景にある態勢上の問題が認められたとして、2023年12月に金融庁から保険業法に基づく業務改善命令を受け、2024年10月には公正取引委員会から排除措置命令および課徴金納付命令を受けております。また、損害保険ジャパン株式会社は、不適切な保険金請求等について、SOMP Oホールディングス株式会社は、損害保険ジャパン株式会社に対する経営管理等について、それぞれ2024年1月に金融庁から保険業法に基づく業務改善命令を受けております。さらに、損害保険ジャパン株式会社は、個人情報保護法に抵触するおそれがある行為および同法の趣旨に照らして不適切な行為、不正競争防止法に抵触するおそれがある行為および同法の趣旨に照らして不適切な行為ならびにその背景にある態勢上の問題が認められたとして、2025年3月に金融庁から保険業法に基づく業務改善命令を受けております。同氏は、SOMP Oホールディングス株式会社の社外取締役在任期間中、いずれの事実も認識しておりませんでした。日頃から法令遵守の視点に立った意見・提言等を行ってまいりました。



社外取締役在任年数

—

所有する当社の株式数

0株

候補者  
番号

8

さ と う か ず お  
**佐藤 和夫**

生年月日  
1966年2月16日（満60歳）

新任 社外

独立

### 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

2020年7月	日本生命保険相互会社 取締役執行役員	2025年7月	日本生命保険相互会社 専務執行役員 (2026年3月退任)
2021年3月	同社取締役常務執行役員	2026年3月	ニッセイ・リース株式会社 顧問
2024年3月	同社取締役専務執行役員	2026年4月	同社代表取締役社長 現在に至る
2025年3月	ニッセイアセットマネジメント株式会社 社外取締役（2026年3月退任）		

取締役会への出席回数 —

### (重要な兼職の状況)

ニッセイ・リース株式会社代表取締役社長

### 【社外取締役候補者とした理由および期待する役割】

佐藤和夫氏は、大手生命保険会社の元取締役として、資産運用、経営企画、コンプライアンスおよびリスク管理等に関して豊富な経験と幅広い見識を有しております。その経験および見識を業務執行の監督等に活かす役割を期待できることから、当社取締役として適任と判断し、社外取締役候補者としております。

- (注) 1. 同氏は、当社が定める「社外役員の独立性の判断基準」（18頁をご参照ください。）を充足しております。同氏は、日本生命保険相互会社の元執行役員（2026年3月退任）であり、当社と同社との間には資金借入等の取引がありますが、同社からの借入額は借入金全体の10%未満であり、「社外役員の独立性の判断基準」で定める「当社の主要な借入先である会社」の基準（直近事業年度末において当社の資金調達につき代替性のない程度に依存している金融機関その他の大口債権者）には該当いたしません。
2. 当社は、同氏の選任が承認された場合は、同氏を東京証券取引所から確保が義務付けられている独立役員として同取引所に届け出る予定であります。
3. 同氏は、2026年6月25日に開催される東北電力株式会社の定時株主総会において、社外取締役（監査等委員）に選任される予定であります。
4. 当社は、同氏の選任が承認された場合は、同氏との間で、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結する予定であり、当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令の定める最低責任限度額となります。
5. 同氏が2025年7月まで取締役を務めた日本生命保険相互会社は、2019年5月から2025年3月の間に同社から銀行等への出向者による不適切な手段での情報取得事案が発生したことを2025年7月に公表しました。また、同社は同年同月に金融庁による報告徴求命令を受けましたが、同社の調査によれば、当該事案について、出向者による不適切な手段での情報取得に関し、同社関係者による明示的な指示は認められませんでした。

## 第3号議案

# 監査等委員である取締役1名選任の件

当社は、監査等委員会における監査体制および今後の経営課題への対応等を総合的に勘案し、監査等委員である取締役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、候補者については、監査等委員会の同意を得るとともに、半数以上が独立社外取締役で構成され、独立社外取締役を委員長とする指名・報酬委員会への諮問を経て、取締役会において決定しております。

候補者は、次のとおりであります。



社外取締役（監査等委員）  
在任年数

所有する当社の株式数

0株

さとう りえ子 生年月日  
**佐藤 りえ子** 1956年11月28日（満69歳）

新任 社外

独立

### 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1984年 4月	弁護士登録	2016年 10月	第一生命ホールディングス株式会社 （現 株式会社第一ライフグループ）
1989年 8月	シャーマン・アンド・スター リング法律事務所		社外取締役（監査等委員）
1998年 7月	石井法律事務所パートナー 現在に至る	現在に至る	（2026年6月退任予定）
2004年 6月	味の素株式会社社外監査役 （2016年6月退任）	2018年 5月	J.フロントリテイリング株式会社 社外取締役（2024年5月退任）
2012年 6月	株式会社NTTデータ社外監査役 （2020年6月退任）	2018年 6月	当社企業価値分析会議委員 現在に至る
2015年 6月	第一生命保険株式会社 （現 株式会社第一ライフグループ） 社外取締役	2020年 6月	株式会社NTTデータ 社外取締役（監査等委員） （2022年6月退任）
		2020年 6月	三菱商事株式会社社外監査役 （2024年6月退任）
		2024年 6月	同社社外取締役（監査等委員） 現在に至る（2026年6月退任予定）

### （重要な兼職の状況）

弁護士

株式会社第一ライフグループ社外取締役（監査等委員）（2026年6月退任予定）

三菱商事株式会社社外取締役（監査等委員）（2026年6月退任予定）

### 【監査等委員である社外取締役候補者とした理由および期待する役割】

佐藤りえ子氏は、弁護士として企業法務について高い専門性を有するとともに、大手生命保険会社等の社外役員として、豊富な経験と幅広い見識を有することから、当社の監査等委員である取締役として適任と判断し、監査等委員である社外取締役候補者としております。また、その経験および見識を、取締役の職務執行の的確、公正かつ効率的な監査等の遂行に活かす役割を期待しております。

（注）1. 同氏は、当社が定める「社外役員の独立性の判断基準」（18頁をご参照ください。）を充足しております。同氏は、株式会社第一ライフグループの社外取締役（監査等委員）であります。業務執行者ではありません。また、当社と同子会社である第一生命保険株式会社との間には資金借入等の取引がありますが、第一生命保険株式会社からの借入額は借入金全体の10%未満であり、「社外役員の独立性の判断基準」で定める「当社の主要な借入先である会社」の基準（直近事業年度末において当社の資金調達につき代替性のない程度に依存している金融機関その他の大口債権者）には該当いたしません。

2. 当社は、同氏の選任が承認された場合は、同氏を東京証券取引所から確保が義務付けられている独立役員として同取引所に届け出る予定であります。
3. 当社は、同氏の選任が承認された場合は、同氏との間で、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結する予定であり、当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令の定める最低責任限度額となります。
4. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、同氏の選任が承認された場合は、同氏は当該契約の被保険者となります。当該契約の内容につきましては、事業報告「Ⅳ 会社役員に関する事項」の「1. 取締役の氏名等」(注)13.に記載のとおりであり、当該契約は本株主総会後に更新を予定しております。
5. 同氏が2016年10月から社外取締役(監査等委員)を務めている第一生命ホールディングス株式会社(現 株式会社第一ライフグループ)は、同氏が在任期間を含む時期において、同社子会社の第一生命保険株式会社から保険代理店等へ出向している社員が、第一生命保険株式会社を含む第一生命ホールディングス株式会社の子会社計3社へ個人情報を漏えいしていた事案が確認されたことを、2024年8月などに公表しました。同氏は、社外取締役(監査等委員)在任期間中、問題の判明時までいずれの事案も認識していませんでしたが、日頃から法令遵守の視点に立った意見・提言を行ってまいりました。

## (ご参考)

### 社外役員の独立性の判断基準

当社において、独立性を有する社外取締役であるためには、次のいずれかに該当する者であってはならない。

1. 当社および当社グループ会社（以下、総称して「当社」という。）の業務執行者
2. 当社の主要な株主または主要な株主である会社の業務執行者
3. 当社の主要な借入先である者または主要な借入先である会社の業務執行者
4. 当社を主要な取引先とする者または主要な取引先とする会社の業務執行者
5. 当社の主要な取引先である者または主要な取引先である会社の業務執行者
6. 当社から一定額を超える寄付または助成を受けている者  
当社から一定額を超える寄付または助成を受けている法人、組合等の団体の理事その他の業務執行者
7. 当社から役員報酬以外に一定額を超える金銭その他の財産上の利益を受けている弁護士、公認会計士、税理士またはコンサルタント等
8. 当社から一定額を超える金銭その他の財産上の利益を受けている法律事務所、監査法人、税理士法人またはコンサルティング・ファーム等の法人、組合等の団体に所属する者
9. 社外取締役・社外監査役の相互就任関係となる他の会社の業務執行者
10. 過去10年間に於いて、第1項に該当していた者  
過去5年間に於いて、第2項から第9項までのいずれかに該当していた者
11. 第1項から第9項までに該当する者が重要な職位にある者の場合において、その者の配偶者または二親等以内の親族

- (注) 1. 本基準において「業務執行者」とは、「業務執行取締役、執行役、執行役員その他これらに準ずる者および使用人」をいう。
2. 第2項において「主要な株主」とは、「直近事業年度末において当社の議決権総数の10%以上の議決権を直接または間接に保有している者（または会社）」をいう。
3. 第3項において「当社の主要な借入先である者（または会社）」とは、「直近事業年度末において当社の資金調達につき代替性のない程度に依存している金融機関その他の大口債権者」をいう。
4. 第4項において「当社を主要な取引先とする者（または会社）」とは、「直近事業年度におけるその者（または会社）の年間連結売上高の2%以上の支払いを当社から受けた者（または会社）」をいう。
5. 第5項において「当社の主要な取引先である者（または会社）」とは、「直近事業年度における当社の年間連結売上高の2%以上の支払いを当社に行っている者（または会社）」をいう。
6. 第6項および第7項において「一定額」とは、「直近事業年度における年間100万円」をいう。
7. 第8項において「一定額」とは、「直近事業年度における法人、組合等の団体の総売上高の2%」をいう。
8. 第9項において「相互就任関係」とは、「直近事業年度末において当社の業務執行者が他の会社の社外取締役・社外監査役であり、かつ、当該他の会社の業務執行者が当社の社外取締役である関係」をいう。
9. 第11項において「重要な職位にある者」とは、「部長格以上の業務執行者またはそれらに準ずる権限を有する者」をいう。
10. 本基準以外で独立性の判断に重要な影響を及ぼす事項については、適切に対応していくこととする。

## 取締役（監査等委員である取締役を除く。）等に対する株式報酬制度の一部改定の件

### 1. 提案の理由および当該報酬制度を相当とする理由

当社は、信託を用いた株式報酬制度（以下、「本制度」という。）について、2020年6月26日開催の第99期定時株主総会において、当社グループの中長期的な企業価値の向上に貢献する意識をより一層高めることを目的として、取締役（社外取締役を除く。）および執行役員を対象として導入することをご承認いただき、また、2025年6月27日開催の第104期定時株主総会において、監査等委員会設置会社への移行に伴い、対象者を取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く。）および執行役員として一部改定のうえ継続することをご承認いただき現在に至っております。

本議案は、外部環境の変化が加速するなか、これまで以上に取締役等が株価上昇によるメリットのみならず、株価下落リスクまでも株主の皆様と共有することにより、中長期的な企業価値の向上およびそれに貢献する意識をより高めることを目的として、本制度を一部改定（以下、「本改定」という。）することについて、ご承認をお願いするものであります。本改定においては、かかる目的を踏まえ、役位に応じて定まる固定ポイント（以下、「固定ポイント」という。）の対象者に社外取締役（監査等委員である取締役を除く。）を追加いたします。また、新たに取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く。）および執行役員を対象として業績等に連動して増減するポイント（以下、「業績連動ポイント」といい、固定ポイントと総称して「ポイント」という。）を付与いたします。さらに、これらの変更に伴い、1事業年度あたりの上限給付ポイント数および3事業年度あたりの上限信託金額を変更いたします。

本議案の内容については、半数以上が独立社外取締役で構成され、独立社外取締役を委員長とする指名・報酬委員会の諮問を経て、取締役会において決定したものです。また、本議案を原案どおりご承認いただくことを条件に、本定時株主総会終結後の当社取締役会において、本改定を反映し、取締役（監査等委員である取締役を除く。）および執行役員の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の変更を予定しておりますが、本議案の内容はかかる変更後の方針に沿うものであり、相当であると判断しております（変更後の方針の概要は、（ご参考2）に記載のとおりです。）。なお、監査等委員会からは、本議案について、株主総会において述べるべき意見はないとの報告を受けております。

本議案は、2025年6月27日開催の第104期定時株主総会においてご承認いただきま

した取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬枠（年額460百万円以内（うち社外取締役分75百万円以内））とは別枠で設定するものであります。また、本制度の詳細については、下記「3. 本制度に係る報酬等の額および内容」の枠内で、取締役会にご一任いただきたいと存じます。

第2号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）8名選任の件」が原案どおり承認可決された場合は、本制度の対象となる取締役は8名（うち社外取締役3名）となります。また、本制度は執行役員も対象としており、本制度の対象となる取締役を兼務しない執行役員は9名となります。本制度に基づく報酬には執行役員に対する報酬も含んでおりますが、本制度は、取締役に対する株式報酬と執行役員に対する株式報酬とを一体として取り扱うものであるため、本議案は、本制度に基づく報酬の全体につき取締役等の報酬等として提案するものであります。

## 2. 現行制度からの変更点

- (1) 対象者を「取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く。）および執行役員」から、「取締役（監査等委員である取締役を除く。）および執行役員」（以下、「取締役等」という。）に変更いたします。
- (2) 取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く。）および執行役員に対しては、固定ポイントに加え、新たに業績連動ポイントを付与すること、および社外取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対しては固定ポイントのみを付与することといたします。
- (3) 上記(2)の変更に伴い、取締役等に付与される1事業年度あたりの合計ポイント数（1ポイントあたり当社普通株式1株に換算。）の上限を37,700ポイント（うち取締役分として18,700ポイント）から71,700ポイント（うち取締役分として47,200ポイント（うち社外取締役分として6,000ポイント））に変更いたします。
- (4) 本制度は、当社が拠出する金銭を原資として当社株式が信託（以下、本制度に基づき信託される信託を「本信託」という。）を通じて取得され、取締役等に対して、当社が定める役員株式給付規程に従って、当社株式および当社株式を時価で換算した金額相当の金銭（以下、「当社株式等」という。）が本信託を通じて給付される株式報酬制度であり、信託の期間は、2021年3月末日で終了した事業年度から2023年3月末日で終了した事業年度までの3事業年度（以下、当該3事業年度の期間を「当初対象期間」といい、当初対象期間および当初対象期間経過後に開始する3事業年度ごとの期間を、それぞれ「対象期間」という。）およびその後の各対象期間を対象として

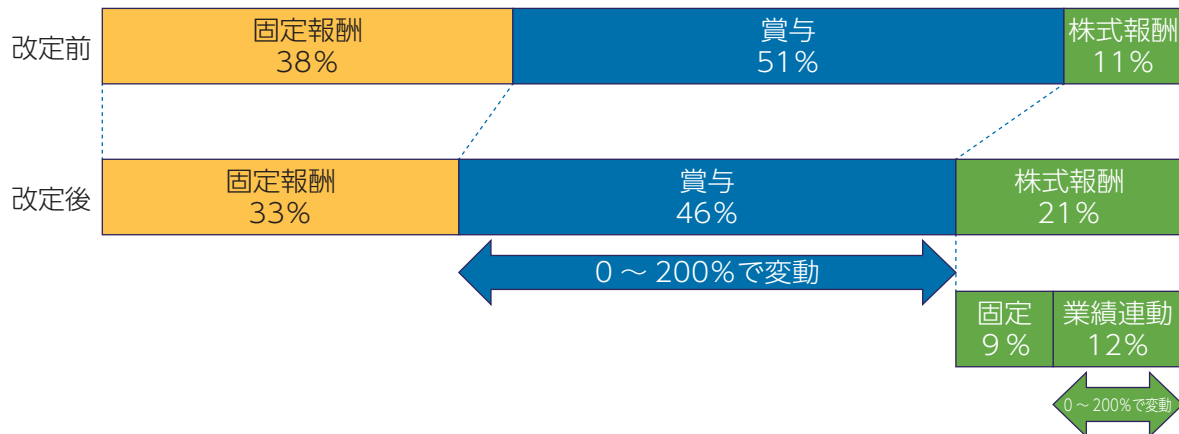
おりますが、2027年3月末日で終了する事業年度から開始する対象期間およびその後の各対象期間においては、対象期間ごとの信託の上限を360百万円（うち取締役分として250百万円）から451百万円（うち取締役分として297百万円（うち社外取締役分として38百万円））に引き上げます。

（下線部が変更点）

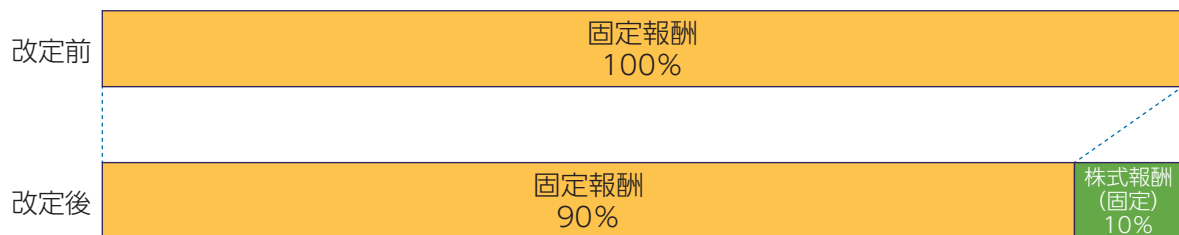
項目	改定前	改定後
本制度の対象者（固定ポイントの付与対象者）	取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く。）および執行役員	取締役（監査等委員である取締役を除く。）および執行役員 ※社外取締役（監査等委員である取締役を除く。）を追加
本制度における業績連動ポイントの付与対象者	<新設>	取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く。）および執行役員
1事業年度あたりの上限給付ポイント数	<ul style="list-style-type: none"> <li>・取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く。）：<u>18,700</u>ポイント</li> <li>・執行役員：<u>19,000</u>ポイント</li> </ul> 合計： <u>37,700</u> ポイント	<ul style="list-style-type: none"> <li>・取締役（監査等委員である取締役を除く。）：<u>47,200</u>ポイント（うち社外取締役分として<u>6,000</u>ポイント）</li> <li>・執行役員：<u>24,500</u>ポイント</li> </ul> 合計： <u>71,700</u> ポイント
対象期間における信託金額の上限	<ul style="list-style-type: none"> <li>・取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く。）：<u>250</u>百万円</li> <li>・執行役員：<u>110</u>百万円</li> </ul> 合計： <u>360</u> 百万円	<ul style="list-style-type: none"> <li>・取締役（監査等委員である取締役を除く。）：<u>297</u>百万円（うち社外取締役分として<u>38</u>百万円）</li> <li>・執行役員：<u>154</u>百万円</li> </ul> 合計： <u>451</u> 百万円

(本制度の変更イメージ)

・取締役社長の報酬等の構成



・社外取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の構成



### 3. 本制度に係る報酬等の額および内容

#### (1) 本制度の概要

本制度は、当社株式が本信託を通じて取得され、取締役等に対して、当社が定める役員株式給付規程に従って、当社株式等が本信託を通じて給付される業績連動による報酬を含む株式報酬制度です。なお、取締役等が当社株式等の給付を受ける時期は、原則として取締役等の退任時となります。

#### (2) 本制度の対象者

取締役（監査等委員である取締役を除く。）および執行役員

### (3) 信託期間

2020年8月から本信託が終了するまで（なお、本信託の信託期間について、特定の終了期日は定めず、本制度が継続する限り本信託は継続します。本制度は、当社株式の上場廃止、役員株式給付規程の廃止等により終了します。）

### (4) 信託金額（報酬等の額）

当社は、当初対象期間およびその後の各対象期間を対象として本制度を導入しております。当社は、取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く。）および執行役員への当社株式等の給付を行うため、本信託による当社株式の取得の原資として、本信託設定時に194百万円を本信託に拠出しており、その後、2024年8月に80百万円を追加拠出してあります。

また、今後も、本制度が終了するまでの間、2027年3月末日で終了する事業年度から開始する対象期間およびその後の各対象期間において、当社は、取締役等への当社株式等の給付を行うため、本信託による当社株式の取得の原資として、原則として対象期間ごとに、451百万円（うち取締役分として297百万円（うち社外取締役分として38百万円））を上限として本信託に追加拠出することとします。ただし、かかる追加拠出を行う場合において、信託財産内に残存する当社株式（直前までの各対象期間に関して取締役等に付与されたポイント数に相当する当社株式で、取締役等に対する給付が未了であるものを除く。）および金銭（以下、「残存株式等」という。）があるときは、残存株式等の金額（当社株式については、直前の対象期間の末日における時価とする。）と追加拠出される金銭の合計額は、451百万円（うち取締役分として297百万円（うち社外取締役分として38百万円））を上限とします。これは、現行の役員報酬体系やその支給基準に加え、本制度の対象者の変更および取締役等の員数の動向と今後の見込み等を総合的に勘案して決定したものであり、相当であるものと判断しております。

なお、当社は、対象期間中、各対象期間における拠出額の累計額が上述の各上限額に達するまでの範囲内において、複数回に分けて、本信託への資金の拠出を行うことができるものとします。当社が追加拠出を決定したときは、適時適切に開示いたします。

(5) 当社株式の取得方法および取得株式数

本信託による当社株式の取得は、上記(4)により拠出された資金を原資として、取引所市場を通じて、または当社の自己株式処分を引き受ける方法によりこれを実施することとします。

信託による当社株式の取得につき、その詳細は、適時適切に開示いたします。

(6) 取締役等に給付される当社株式等の数の算定方法

取締役等のうち、取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く。）および執行役員には、各事業年度に関して、役員株式給付規程に基づき役位を勘案して定まる数の固定ポイントならびに役位および業績達成度を勘案して定める数の業績連動ポイントが付与されます。業績連動ポイント数は、財務指標である連結営業利益、ROE、連結純有利子負債／EBITDA倍率や、非財務指標であるCDP評価結果、従業員サーベイ結果等の業績等に応じて標準ポイント数の0から200%の範囲内で増減します。取締役等のうち、社外取締役には固定ポイントのみを付与します。取締役等に付与される1事業年度あたりのポイント数の合計は、71,700ポイント（うち取締役分として47,200ポイント（うち社外取締役分として6,000ポイント））を上限とします。これは、現行の役員報酬体系やその支給基準に加え、本制度の対象者の変更および取締役等の員数の動向と今後の見込み等を総合的に勘案して決定したものであり、相当であるものと判断しております。

なお、取締役等に付与されるポイントは、下記「(7)当社株式等の給付」に際し、1ポイントあたり当社普通株式1株に換算されます（ただし、本議案をご承認いただいた後において、当社株式について、株式分割、株式無償割当または株式併合等が行われた場合には、その比率等に応じて、ポイント数の上限および付与済みのポイント数または換算比率について合理的な調整を行います。）。下記(7)の当社株式等の給付にあたり基準となる取締役等のポイント数は、原則として、退任時まで当該取締役等に付与されたポイント数とします（以下、このようにして算出されたポイントを、「確定ポイント数」という。）。

(7) 当社株式等の給付

取締役等が退任し、役員株式給付規程に定める受益者要件を満たした場合、当該取締役等は、所定の受益者確定手続を行うことにより、原則として上記(6)に記載のところに従って定められる「確定ポイント数」に応じた数の当社株式について、退任後に本信託から給付を受けます。ただし、役員株式給付規程に定める要件を満たす場合は、一定割合について、当社株式の給付に代えて、当社株式の時価相当の金銭給付を受けます。なお、金銭給付を行うために、本信託により当社株式を売却する場合があります。

また、取締役等が在任中、法令または定款に違反する行為等を行った場合には、上記の当社株式のすべてまたはその一部について給付を受けられないことがあります。

(8) 議決権行使

本信託勘定内の当社株式に係る議決権は、信託管理人の指図に基づき、一律に行使しないこととします。かかる方法によることで、本信託勘定内の当社株式に係る議決権の行使について、当社経営への中立性を確保することを企図しています。

(9) 配当の取扱い

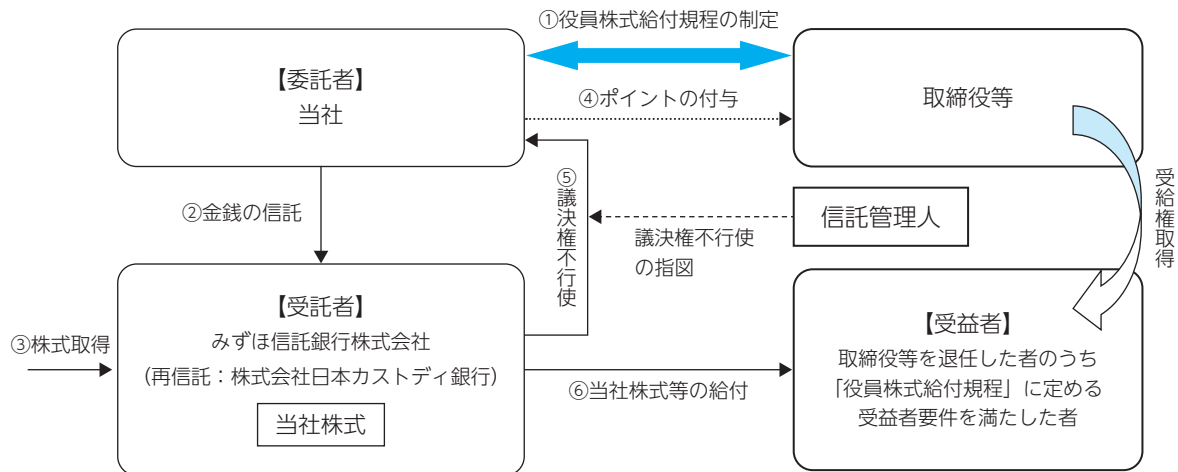
本信託勘定内の当社株式に係る配当は、本信託が受領し、当社株式の取得代金や本信託に係る受託者の信託報酬等に充てられます。なお、本信託が終了する場合において、本信託内に残存する配当金等は、役員株式給付規程の定めに従って、その時点で在任する取締役等に対して、各々が保有するポイント数に応じて、按分して給付されることとなります。

(10) 信託終了時の取扱い

本信託は、当社株式の上場廃止、役員株式給付規程の廃止等の事由が発生した場合に終了します。

本信託終了時における本信託の残余財産のうち、当社株式については、すべて当社が無償で取得したうえで、取締役会決議により消却することを予定しています。本信託終了時における本信託の残余財産のうち、金銭については、上記(9)により取締役等に給付される金銭を除いた残額が当社に給付されます。

## (ご参考1) 本制度の仕組み



- ① 当社は、本議案につき承認を受けた枠組みの範囲内において、「役員株式給付規程」を制定します。
- ② 当社は、本議案につき承認を受けた範囲内で金銭を信託します。
- ③ 本信託は、②で信託された金銭を原資として当社株式を、取引所市場を通じて、または当社の自己株式処分を引き受ける方法により取得します。
- ④ 当社は、「役員株式給付規程」に基づき取締役等にポイントを付与します。
- ⑤ 本信託は、当社から独立した信託管理人の指図に従い、本信託勘定内の当社株式に係る議決権を行使しないこととします。
- ⑥ 本信託は、取締役等を退任した者のうち「役員株式給付規程」に定める受益者要件を満たした者（以下、「受益者」という。）に対して、当該受益者に付与されたポイント数に応じた当社株式等を給付します。ただし、取締役等が「役員株式給付規程」に定める要件を満たす場合には、ポイントの一定割合について、当社株式の時価相当の金銭を給付します。

## **(ご参考2) 変更後の「取締役（監査等委員である取締役を除く。）および執行役員の個人別の報酬等の内容に係る決定方針」**

当社における取締役（監査等委員である取締役を除く。）および執行役員の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容の概要は、事業報告「Ⅳ 会社役員に関する事項」の2. (2) に記載のとおりでございますが、本議案をご承認いただくことを条件に、その内容を以下のとおりとする予定です。

### **取締役および執行役員の個人別の報酬等の内容に係る決定方針**

#### **1. 報酬等の額またはその算定方法の決定に関する基本方針**

当社グループ経営は、沿線の生活者を支える企業集団として安全・安心を最優先に確保するとともに沿線地域の発展のため、グループが連携して事業を行い、相乗効果を図るという特性があります。この当社グループ経営の特性に鑑みて、当社の役員報酬は、短期的な業績に加えて、中長期的な企業価値・業績向上への貢献および株主の皆様との価値共有を重視しております。また、報酬額の決定にあたっては、従業員給与、他社の動向、外部調査機関の調査データ等を勘案して決定するものとしております。

#### **2. 報酬の構成**

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、断りがない限り、本方針において同じ。）報酬および執行役員報酬については、次のとおり構成されます。当該構成は、半数以上が独立社外取締役で構成される指名・報酬委員会への諮問を経て、取締役会において決定しております。

なお、監査等委員である取締役の報酬は、株主総会決議の範囲内で、監査等委員である取締役の協議によって決定し、監査等業務の適正性および独立性を確保する観点から、固定報酬のみとしております。

種 類	支給対象	内 容
固 定 報 酬	取締役	当社取締役会で定める取締役報酬および執行役員報酬規程（以下、「規程」という。）に基づき、一定の金額を支給いたします。
	執行役員	規程に基づき、役位ごとに定める金額を支給いたします。
代表取締役報酬	代表取締役	規程に基づき、業績連動報酬を支給いたします。
会 長 報 酬	取締役会長	規程に基づき、一定の金額および業績連動報酬を支給いたします。
賞 与	執行役員	規程に基づき、業績に対するインセンティブを高めるため、事業年度における職務執行の対価として、役位ごとに定める標準額を基準とし、業績等を勘案した金額を支給いたします。
株 式 報 酬	取締役 執行役員	規程に基づき、当社株式および当社株式を時価で換算した金額相当の金銭（以下、「当社株式等」という。）を支給いたします。当社取締役会で定める役員株式給付規程に基づき、当社から各役員にポイントが付与され、付与されたポイント数に対応する当社株式等が原則として役員の退任時に各役員に交付されます。

（注）上記報酬に加え、会社は、全取締役（監査等委員である取締役を含む。）および執行役員を対象とした役員傷害保険に加入し、毎月一定額の保険料を負担しております。

### 3. 個人別の報酬の額の決定に関する方針

#### （1）固定報酬および会長報酬（固定報酬）

種 類	支給対象	決定方法	支給時期
固 定 報 酬	取締役	世間水準、経営内容等を総合的に勘案して決定いたします。	毎月
	執行役員	世間水準、経営内容および従業員給与とのバランス等を総合的に勘案して決定いたします。	毎月
会 長 報 酬 （ 固 定 報 酬 ）	取締役会長	世間水準、経営内容等を総合的に勘案して決定いたします。	毎月

(2) 代表取締役報酬、会長報酬（業績連動報酬）および賞与

イ. 種類等

種 類	支給対象	決定方法	支給時期
代表取締役報酬	代表取締役	定量的および定性的な評価を総合して、業績に対する評価を行い、決定いたします。	毎年の定時株主総会后
会 長 報 酬 (業績連動報酬)	取締役会長	定量的および定性的な評価を総合して、業績に対する評価を行い、決定いたします。	毎年の定時株主総会后
賞 与	執行役員	定量的および定性的な評価を総合して、業績に対する評価を行い、決定いたします。	毎年の定時株主総会后

ロ. 評価項目

定量および定性の両面の評価を、代表取締役報酬、会長報酬（業績連動報酬）および賞与に反映させるため、次の評価から得られた評点によって、標準額に対し±100%の範囲で増減した額といたします。なお、会社の経営状況、社員に対する支給状況、社会状況の変化等により、定める範囲における支給が不相当と判断される事情がある場合には、取締役会の決議により、定める範囲を超える減額支給または不支給とすることがあります。

	評価項目
定量的評価	当該年度連結業績数値の対経営計画達成度等で評価 <採用指標> <ul style="list-style-type: none"> <li>・連結営業利益</li> <li>・ROE</li> <li>・連結純有利子負債／EBITDA倍率</li> <li>・CDP評価結果（注）</li> <li>・従業員サーベイ集計結果</li> </ul>
定性的評価	<ul style="list-style-type: none"> <li>・グループ全体の将来的な価値向上への貢献度</li> <li>・特殊な要因による業績への影響</li> <li>・外部からの当社業績への評価</li> <li>・グループ全体に影響を与える不祥事および事故等の安全性への評価</li> </ul>

（注）CDPは、企業等の環境関連の戦略や取り組みなどを評価する外部団体であります。

## 八. 評価割合

規程に定める代表取締役報酬および会長報酬（業績連動報酬）ならびに執行役員に対する賞与の標準額を次のとおり区分し、連結業績等を評価する部分と、業務執行の状況を評価する部分に分けて、業績に対する評価を行います。業務執行評価分の割合については、職責や業務分担等を考慮し、段階的に設定しております。

### 役位別評価割合

	評価区分	
	連結業績評価分	業務執行評価分
取締役会長	100%	0%
社長執行役員	80%	20%
副社長執行役員	70%	30%
専務執行役員	60%	40%
常務執行役員	50%	50%
執行役員	40%	60%

## (3) 株式報酬

支給対象	決定方法	支給時期
取締役 執行役員	当社取締役会で定める役員株式給付規程に基づき、当社から各役員に対して、固定ポイントと業績に応じて増減する業績連動ポイントが付与され、付与されたポイント数に対応する当社株式等が原則として役員の退任時に交付されます。なお、役員に付与されるポイントは、当社株式等の給付に際し、1ポイントあたり当社普通株式1株に換算されます。（当社株式について、株式分割、株式無償割当または株式併合等が行われた場合には、その比率等に応じて、ポイント数の上限および付与済みのポイント数または換算比率について合理的な調整を行うことといたします。）	ポイント付与は 毎年6月末日  株式等の支給は 原則として退任 時

#### 4. 支給割合（年額・標準額）

	固定報酬	業績連動報酬・賞与	株式報酬
代表取締役会長	37%	38%	25%
代表取締役社長	31%	43%	26%
上記以外の代表取締役（注）	37%	48%	15%
代表取締役以外の社内取締役（注）	43%	28%	29%
社外取締役	87%	—	13%
執行役員（取締役非兼務者）（注）	47%	36%	17%

（注）各役位の割合の平均値であります。

#### 5. 取締役および執行役員の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

取締役および執行役員の個人別の報酬額のうち、①代表取締役報酬、②会長報酬（業績連動報酬）、③取締役を兼務する執行役員の賞与、④取締役および執行役員の株式報酬の業績連動ポイントについては、株主総会決議の範囲内で、取締役会決議に基づき代表取締役社長がその具体的内容について委任を受けるものとしております。また、⑤取締役を兼務しない執行役員の賞与については、取締役会決議に基づき代表取締役社長がその具体的内容について委任を受けるものとしております。その権限の内容は、個人別の報酬等の内容の決定権限としております。取締役会が代表取締役社長に委任をした理由は、当社グループを取り巻く環境や、当社グループの経営状況等を勘案したうえで総合的に報酬等を決定するには、代表取締役社長が最も適していると判断したためであり、取締役会は、当該権限が代表取締役社長によって適切に行使されるよう、指名・報酬委員会に原案を諮問し答申を得るものとし、上記の委任を受けた代表取締役社長は、当該答申の内容に従って決定をしなければならないこととしております。

なお、取締役および執行役員の個人別の報酬額のうち、⑥取締役の固定報酬、⑦取締役を兼務する執行役員の固定報酬、⑧会長報酬（固定報酬）、⑨取締役および執行役員の株式報酬の固定ポイント（退任者に対しては支給株式数等）については、株主総会決議の範囲内で、指名・報酬委員会に原案を諮問し答申を得たうえで、取締役会決議により決定いたします。また、⑩取締役を兼務しない執行役員の固定報酬については、指名・報酬委員会に原案を諮問し答申を得たうえで、取締役会決議により決定いたします。

以 上

# 事業報告

(2025年4月1日から  
2026年3月31日まで)

## I 企業集団の現況に関する事項

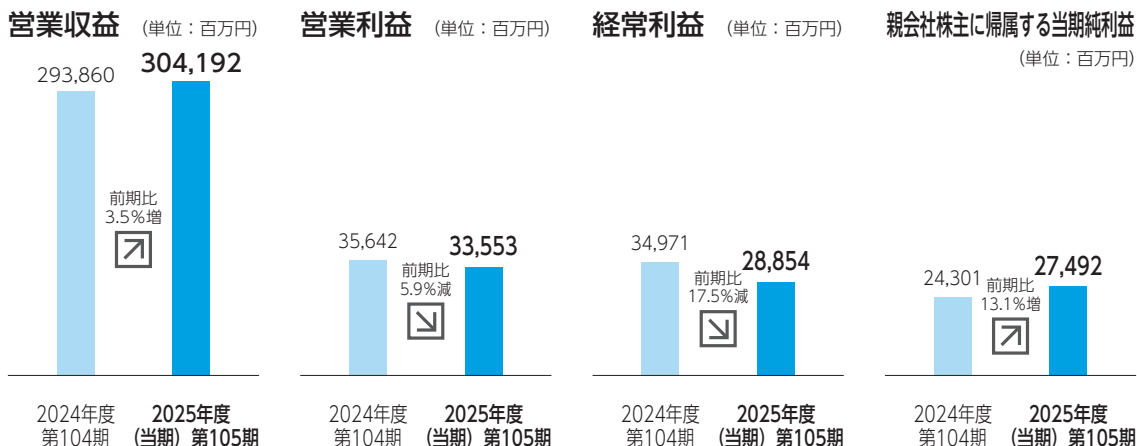
### 1. 事業の経過およびその成果

当期のわが国経済は、中東情勢の影響等を注視する必要があるものの、雇用および所得環境が改善するなど、緩やかな回復基調で推移しました。

このような事業環境のなか、当社グループは、2025年5月に見直しを公表した「京急グループ第20次総合経営計画」で掲げる重要経営指標の達成に向けて、鉄道事業における次世代型オペレーションや不動産事業における不動産回転型ビジネスの推進など、事業構造変革を進めるとともに、財務健全性の確保と資本収益性の向上を目指す財務マネジメントの強化に努めました。

以上の結果、営業収益は3,041億9千2百万円（前期比3.5%増）となりましたが、前期の事業用地の持分売却の反動などにより、営業利益は335億5千3百万円（前期比5.9%減）、経常利益は288億5千4百万円（前期比17.5%減）となりました。これに、特別利益として品川駅西口基盤整備事業に基づく国道用地の譲渡などの固定資産売却益を計上したことなどにより、親会社株主に帰属する当期純利益は274億9千2百万円（前期比13.1%増）となりました。

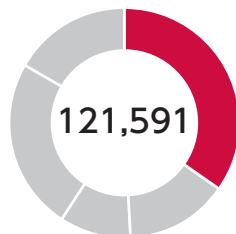
次に、セグメント別の業績についてご報告いたします。



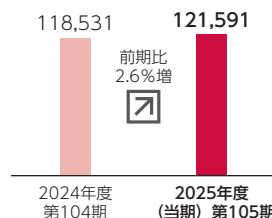
## 交通事業



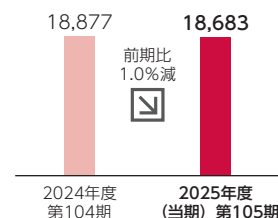
### 営業収益 (単位：百万円)



### 営業収益 (単位：百万円)



### 営業利益 (単位：百万円)



鉄道事業では、全線の輸送人員は、移動需要が増加したことなどにより、前期比で2.3%増（定期1.7%増、定期外3.0%増）となりました。さらに、羽田空港駅の輸送人員は、羽田空港国内線および国際線の航空旅客数が増加したことなどにより、前期比で5.4%増（第1・第2ターミナル駅6.1%増、第3ターミナル駅3.2%増）となりました。このほか、ダイヤ改正を実施し、三浦エリアの多様な移動需要に対応すべく、イブニング・ウィング号の行先の延長やウィング・シートの運行時間の繰り上げを一部列車で実施したほか、朝時間帯の一部の急行列車の待ち合わせ駅を変更し、速達性および利便性の向上を図りました。また、インバウンドのお客様の利便性向上およびキャッシュレス需要拡大に伴うサービス向上に繋げるための施策として、クレジットカード等のタッチ決済による乗車サービスを全線全駅で開始しました。さらに、引き続き安全対策を最重要課題とし、大森町駅、六郷土手駅、大師橋駅および小島新田駅にホームドアを設置しました。

バス事業では、前期に実施した運賃改定などにより、京浜急行バス(株)では空港中距離路線が、川崎鶴見臨港バス(株)では一般路線等が好調に推移しました。

以上の結果、交通事業の営業収益は1,215億9千1百万円（前期比2.6%増）となったものの、人件費の増加などにより、営業利益は186億8千3百万円（前期比1.0%減）となりました。

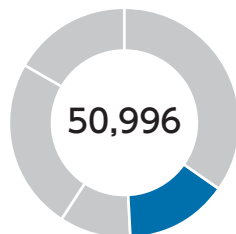
なお、当社は、経営資源の集中を図るため、京急タクシーグループ6社の全株式を他社に譲渡しました。

## 不動産事業



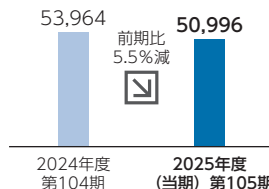
### 営業収益

(単位：百万円)



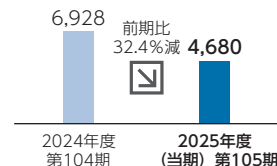
### 営業収益

(単位：百万円)



### 営業利益

(単位：百万円)



不動産販売業では、当社および京急不動産(株)は、分譲マンション「プライム横須賀中央」を完売しました。また、「パークタワー大森」、「プライム東神奈川」および「プライムパークス横浜並木 ザ・レジデンス」などの販売および引渡しを行いました。

不動産賃貸業では、前期に開業した複合施設「横浜シンフォステージ」の稼働率が上昇したことなどにより、増収となりました。また、「都市近郊リゾートみうらの創生」の実現に向けて、当社が所有する土地にヒューリック(株)の高級温泉旅館「ふふ 城ヶ島海風のしらべ」を誘致したほか、横浜市旧市庁舎街区において、他7社と共同で開発した複合施設「BASEGATE横浜関内」を開業しました。

このほか、当社および京急不動産(株)は、事業用地の取得および賃貸物件等の売却を行い、不動産回転型ビジネスの推進による資本収益性の向上を図りました。また、京急グループとして、沿線の事業用地のさらなる有効活用や不動産回転型ビジネスおよびフィービジネスを強化するため、京急不動産(株)は、(株)グリップの株式を取得しました。

しかしながら、前期の事業用地の持分売却の反動などにより、不動産事業の営業収益は509億9千6百万円（前期比5.5%減）、営業利益は46億8千万円（前期比32.4%減）となりました。

なお、京急グループとして、不動産回転型ビジネスの推進体制を強化するため、京急アセットマネジメント(株)は、三井住友信託銀行(株)および三井住友トラスト不動産投資顧問(株)と資本提携を行い、商号を京急SMTBアセットマネジメント(株)に変更するなど、私募リートの組成に向けた準備を進めました。

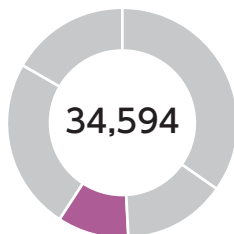
また、品川駅西口地区において、トヨタ自動車(株)と共同で、複合施設の建設に着手しました。

## レジャー・サービス事業



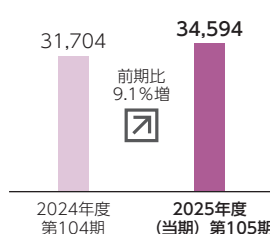
### 営業収益

(単位：百万円)



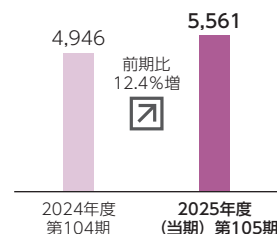
### 営業収益

(単位：百万円)



### 営業利益

(単位：百万円)



ビジネスホテル業では、京急E Xホテル・京急E Xインは、国内宿泊需要の増加により、客室単価および稼働率が上昇し、好調に推移しました。また、「京急 E X ホテル 高輪」および「京急 E X イン 横浜駅東口」をリニューアルオープンしました。

レジャー関連施設業では、京急開発(株)は、「ボートレース平和島」において、ボートレース事業の施行者への施設賃貸に係る料率を見直したことなどにより増収となりました。また、改修中のボートレース場は、新スタンド棟Ⅰ期をオープンしました。

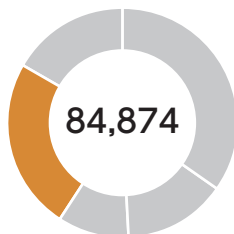
以上の結果、レジャー・サービス事業の営業収益は345億9千4百万円（前期比9.1%増）、営業利益は55億6千1百万円（前期比12.4%増）となりました。

なお、当社は、「都市近郊リゾートみうらの創生」の実現に向けて、三井不動産(株)と三浦半島油壺における新たなリゾートエリアの創出に向けた事業計画を共同で検討するための協定を締結しました。

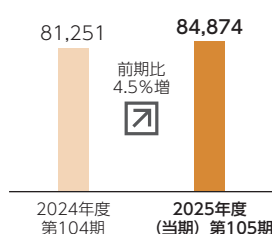
## 流通事業



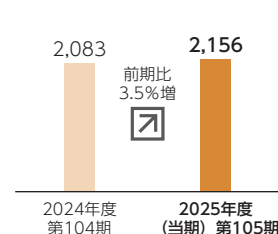
### 営業収益 (単位：百万円)



### 営業収益 (単位：百万円)



### 営業利益 (単位：百万円)



ストア業では、(株)京急ストアの既存店舗が好調に推移したほか、2024年4月に株式を取得した(株)エフ・クライミングの売上計上などにより増収となりました。また、(株)京急ストアは、「もとまちユニオン本店」をリニューアルオープン、「もとまちユニオンそごう横浜店」を開業したほか、新たに(株)シャトレゼとフランチャイズ契約を締結し、「シャトレゼブランチ横浜南部市場店」の運営を開始しました。

百貨店業では、京急百貨店は、大型専門店が好調に推移したほか、新たにオープンした専門店の集客効果などにより、来店客数が増加しました。

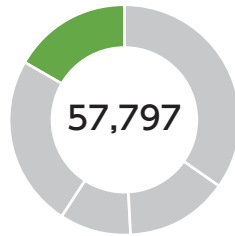
ショッピングセンター業では、新規店舗を開業したことなどにより「ウィング久里浜」等が好調に推移しました。

以上の結果、流通事業の営業収益は848億7千4百万円（前期比4.5%増）、営業利益は21億5千6百万円（前期比3.5%増）となりました。

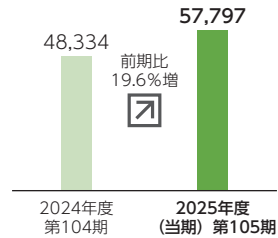
## そ の 他



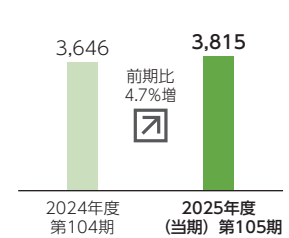
### 営業収益 (単位：百万円)



### 営業収益 (単位：百万円)



### 営業利益 (単位：百万円)



京急建設(株)および京急電機(株)は、ホームドアをはじめとした鉄道の安全対策工事等を行いました。

以上の結果、その他の事業の営業収益は577億9千7百万円（前期比19.6%増）、営業利益は38億1千5百万円（前期比4.7%増）となりました。

## 2. 設備投資等の状況

当期中において実施した設備投資等の総額は1,038億3千9百万円で、その主なものは次のとおりであります。

### (1) 完成した主な工事等

交通事業	鉄道事業 【当社】 電車新造工事（1000形 16両） 駅昇降機更新工事（新馬場駅ほか4駅 12基） ホームドア新設工事（大森町駅ほか3駅） 運行管理支援システム新設工事
	バス事業 【京浜急行バスグループ】 バス新造（45両） 【川崎鶴見臨港バス株式会社】 バス新造（23両）
不動産事業	不動産賃貸業 【当社】 SHINAGAWA GOOS 解体工事 京急第1ビル改修工事（港区高輪） 横浜市旧市庁舎街区活用事業建設工事

## (2) 継続中の主な工事等

交通事業	鉄道事業 【当社】 駅改良工事（泉岳寺駅、神奈川新町駅） 品川駅付近連続立体交差化工事 品川駅街区地区開発ビル下部（品川駅橋上駅舎躯体）工事 羽田空港第1・第2ターミナル駅引上線建設工事 大師線連続立体交差事業 第1期 ホームドア新設工事（糀谷駅ほか12駅） 運行管理システム導入工事 現業事務所建設工事（神奈川新町地区） 駅務機器更新工事
不動産事業	不動産賃貸業 【当社】 泉岳寺駅地区第二種市街地再開発事業建設工事 品川駅西口地区A地区新築計画建設工事 北仲通北地区B-1地区開発事業建設工事（横浜市中区） 若松町1丁目地区第一種市街地再開発事業建設工事（横須賀市）
レジャー・サービス事業	レジャー関連施設業 【京急開発株式会社】 ポートレース平和島建替え工事

## 3. 資金調達の状況

当社は、設備投資等に資金を充当するため、社債250億円を発行したほか、金融機関から所要の借入等を行いました。

当社グループの当期末の社債、借入金の残高は、5,113億5千6百万円となり、前期末に比べ370億5千6百万円増加しました。

## 4. 対処すべき課題

### ①経営の基本方針

京急グループは、「都市生活を支える事業を通して、新しい価値を創造し、社会の発展に貢献する」ことなどをグループ理念として掲げております。また、グループ理念の持続的な実現が、社会と京急グループの持続可能性を高めることにつながるという考えのもと、グループ理念と不可分一体の方針として、サステナビリティ基本方針を策定しております。引き続き、社会価値および企業価値の持続的な向上を図ってまいります。

#### グループ理念（抜粋）

##### <経営理念>

- 京急グループは、都市生活を支える事業を通して、新しい価値を創造し、社会の発展に貢献する
- 京急グループは、伝統のもとに、創意あふれる清新な気風をもって、総合力を発揮し、社業の躍進をめざす
- 京急グループは、グループの繁栄と全員の幸福との一致を追求する

#### サステナビリティ基本方針（抜粋）

京急グループは、グループ理念のもとで、「社会の持続的発展への貢献」と「京急グループの持続的発展」のよりよい循環を目指します。

### ②総合経営計画

#### (1) 京急グループ第20次総合経営計画の概要

2024年度から、「『移動』と『まち創造』2つのプラットフォームが織りなす相互価値共創のスパイラルアップにより持続的に発展する沿線を実現する」を長期ビジョンとし、2040年度を長期ビジョンの実現年度、2024年度から2026年度までを中期経営計画期間とした京急グループ第20次総合経営計画（以下、「第20次総合経営計画」という。）を推進しています。

サステナビリティ基本方針に基づき社会価値・企業価値向上を目指す「サステナビリティ推進方針」を、あらゆる事業・経営活動の基礎として掲げたうえで、移動とまち創造の両プラットフォームの相互価値共創を軸とする「沿線価値共創戦略」と、その推進を支える「経営基盤重点項目」を設定しています。また、経営計画期間中に、当社グループならではの強みを活かし、特に重点的に取り組む事業として「重点事業展開」を設定しています。

(中期経営計画体系図)



## (2) 沿線価値共創戦略

沿線価値共創戦略は、社会課題や価値観の多様化に、移動とまち創造の両プラットフォームの「相互価値共創」のスパイラルアップによって新しい価値を創出することで対応し、地域と当社グループの持続的な発展を目指す戦略です。「相互価値共創」とは、鉄道事業をはじめとする「移動プラットフォーム」が、あらゆる交通手段を用いた移動環境の最適化を通じて、まちの価値向上と沿線範囲を拡大する一方で、不動産・レジャー事業などの「まち創造プラットフォーム」が、移動のきっかけや人の流れの需要を創出することで、相互の事業による相乗効果を最大化し、新しい価値を生み出すことを意味します。

この沿線価値共創戦略を通じて、鉄道会社やデベロッパーの枠を超えた、地域事業者や自治体等の沿線全体で価値を共創する「ローカルプラットフォーマー」として、沿線の各地域に「移動」と「住・働・楽・学」が揃う多極型まちづくりを推進しています。

## (3) 経営基盤重点項目

### イ. 事業構造変革

不動産事業において、不動産価値の顕在化による資本収益性の向上と成長投資の原資確保を目的に、長期保有前提の賃貸事業から回転型事業への本格転換を図ります。具体的には、私募ファンドに加えて私募リートを組成し、安定的・継続的な流動化を図り、2030年度までに総額1,000億円以上の不動産を流動化し、その不動産価値の顕在化を目指します。また、私募リート・私募ファンドへの不動産売却により、沿線地域のプラットフォーマーとして継続的な関与余地を残すことで、まちづくり・沿線価値共創に貢献するとともに、アセットマネジメント、プロパティマネジメント、ビルマネジメント業務等を通じたフィービジネス収益源の確保を目指します。さらに、これらの取り組みを着実に推進するため、2025年4月に新設したCRE戦略部をはじめ、回転型事業、フィービジネスなど不動産事業の推進体制の強化を図ってまいります。

このほか、鉄道事業においては、ワンマン運転をはじめとする次世代型オペレーションを推進するほか、バス事業においては、さらなる路線最適化等を実施し、効率化・省人化を図るなど、各事業において資本収益性向上に資する施策に取り組めます。

## □. 顧客視点の徹底

顧客の多様なニーズに応じたサービス提供による顧客体験価値向上を目指し、当社グループが提供しているサービスを通じて蓄積したデータの一元化・可視化、グループ全体での横断的活用を推進することに加え、体制整備や人材育成による意識・風土改革を進めています。

## ハ. 人的資本経営の推進

多様な視点・顧客視点で物事を捉え、価値創造・共創ができる「個」の成長の後押しと、信頼と協力を大切にして、異なる「個」の創発を促す組織・カルチャー醸成の両輪により、長期ビジョンの実現・企業価値の向上を目指します。また、エンゲージメントサーベイを継続的に実施し、人的資本経営に関わる各取り組みの仮説検証を組織・職場の様々なレベルで実行できる体制を確立します。

## 二. 財務マネジメントの強化

当社グループは、大規模成長投資を着実に推進するための財務健全性の確保と資本効率向上の両立、および資本コストや株価を意識した経営の実現に向けた対応を長期的な基本方針として、持続的な成長と中長期的な企業価値向上の実現に向けた取り組みを推進しています。

また、当社グループが注力する品川駅周辺開発をはじめとする成長投資を着実に実行するため、重要経営指標として「純有利子負債／EBITDA倍率」に加え、最適資本構成をもとに「自己資本比率」目標を明確化することで、バランスシートマネジメントを推進します。さらに、各事業の資本収益性の向上に向けた事業別ROIC（注1）－WACC（注2）管理を拡充・継続するなど、様々な取り組みを徹底することで財務マネジメントの強化を推進してまいります。

（注1）投下資本利益率（投下した資本に対して生み出した利益の割合）

（注2）加重平均資本コスト（資金調達に要する費用の平均値）

(不動産回転型ビジネスの推進イメージ図)



(目標経営指標の内容)

▶ 2025年5月12日公表

	2024年度 (実績)	2025年度 (予想)	2026年度 (中計最終年度)	2027年度以降 (次期中計期間以降)
<b>重要経営指標</b>				
営業利益	356億円	300億円	450億円	不動産流動化による売却益を含む ROE 8%以上を持続的に実現・長期的には10%以上を目指す
純有利子負債/EBITDA倍率	6.1倍	7倍台以下	→	
ROE	6.7%	6.2%	8.0%	
<b>株主還元</b>				
1株あたり配当額	26円	34円	-	
配当性向	29.4%	40%程度	→	
<b>参考</b>				
自己株式取得	-	財務状況や最適資本構成等をふまえ、機動的に実施 (2025年度に100億円実施)		
自己資本比率	35.7%	A格維持を前提にレバレッジを活用すべく、中長期的に25~30%となるようB/Sをマネジメント		

#### (4) 重点事業展開

第20次総合経営計画において、当社グループならではの強みを活かし、特に重点的に取り組む事業として「重点事業展開」を設定しており、各エリアにおいて取り組みを進めています。具体的には、品川・羽田・横浜を結んだ「成長トライアングルゾーン」と各エリアとの相互連携により、沿線の発展・活性化を図ります。

品川エリアにおいては、トヨタ自動車(株)と共同で高輪3丁目地区事業計画の2029年度竣工・開業を目指すとともに、当社グループが行う開発・品川駅整備のみならず、周辺開発やリニア中央新幹線の開業等の効果を最大限取り込み、沿線全体に波及させます。

羽田エリアにおいては、羽田空港第1・第2ターミナル駅引上線の整備によって抜本的に輸送力を増強するとともに、周辺エリアの活性化を図り、日本の玄関口・羽田空港のポテンシャルを最大限に活用します。

このほか、川崎や横浜エリアにおける開発プロジェクトのほか、都市近郊リゾートみうらの創生、沿線各地に「住・働・楽・学」が揃う中核拠点を整備する多極型まちづくりの推進等により、沿線全体の活性化に取り組んでいます。

(注) 第20次総合経営計画の詳細は、当社ウェブサイトに掲載しております。  
<https://www.keikyu.co.jp/ir/policy/vision/index.html>



(注) 第20次総合経営計画の一部変更内容（2025年5月12日公表）については、当社ウェブサイトに掲載しております。  
<https://www.keikyu.co.jp/ir/release/>



### ③サステナビリティへの取り組み

#### (1) サステナビリティ重要課題および非財務KPI

第20次総合経営計画の策定にあわせて、当社グループの社会価値・企業価値のさらなる向上を目指し、中長期的に対処すべき課題をサステナビリティ重要課題として特定しました。あわせて、それらの解決に向けた進捗管理指標として非財務KPIを定め、各取り組みの推進とモニタリングを行っています。

サステナビリティ重要課題	指標（一部抜粋）	目標値	達成年度
地球環境保全への貢献	GHG（温室効果ガス）排出量削減（SCOPE 1・2）	実質ゼロ	2050
	収益原単位廃棄物削減率	△10% （注1）	2030
安全・快適なサービスの提供	鉄道運転事故（有責事故）件数	ゼロ件	毎年
	駅構内・電車内の快適性（注2）	7.2ポイント	2040
持続的に発展する沿線まちづくりの実現	沿線定住人口	モニタリング	－
	沿線交流人口	モニタリング	－
	当社主催エリアマネジメント組織所属団体数	400団体	2026
すべての人財が活躍できる企業風土の形成	従業員エンゲージメント（注2）	継続的向上	毎年
社会と京急グループの発展のための経営基盤強化	重大有責危機事象発生件数	ゼロ件	毎年
	投資家面談実施回数	100件以上	毎年
	お客さまからのお問合せ応答率（注3）	90%以上	毎年

（注1）2020～2022年度平均比

（注2）当社実施の調査に基づく

（注3）京急ご案内センターへの電話・チャットボット対象

## (2) サステナビリティへの主な取り組み

### イ. 気候変動への対応

長年にわたり事業全般において環境に配慮した事業運営を行ってまいりましたが、気候変動への対応を重要課題と認識し、TCFD提言に基づく情報開示を行ってまいります。また、長期環境目標「京急グループ 2050年カーボンニュートラル」のもと、2050年度末における当社グループ全体の温室効果ガス排出量実質ゼロを目指し、「省エネルギー施策の推進」「太陽光発電等の創エネルギー施策の検討」「再生可能エネルギーの活用」を3本柱として各取り組みを推進しています。2024年度は、4月から鉄道全線において運行に使用するすべての電力を再生可能エネルギー由来の電力に置き換えた結果、鉄道事業における温室効果ガス排出量を2019年度比で9割以上削減しました。

### ロ. 生物多様性の保全

環境保全活動を通じて、人と自然が健やかにつながる未来を目指し「みうらの森林（もり）プロジェクト」として、三浦半島の社有林において間伐等による適切な森林管理を行っています。この森林管理を通じて発生した木々を沿線のバイオマス発電所において燃料として発電に使用し、さらに発電された再生可能エネルギーの環境価値を有する電気を当社グループ施設に導入するなど、エネルギーの地産地消を実現しています。

### ハ. 人権尊重への取り組み

グループ理念およびサステナビリティ基本方針に基づき策定している「京急グループ人権方針」に基づいた事業活動を推進することで、社会の信用の維持・獲得や企業価値の維持・向上に努めています。また、「京急グループ サステナブルな調達方針」のもと持続可能な社会の実現にサプライチェーン全体で貢献することを目指しており、2025年1月に一部の取引先に対して、サステナビリティに関する取り組み状況についてアンケート調査を実施しました。

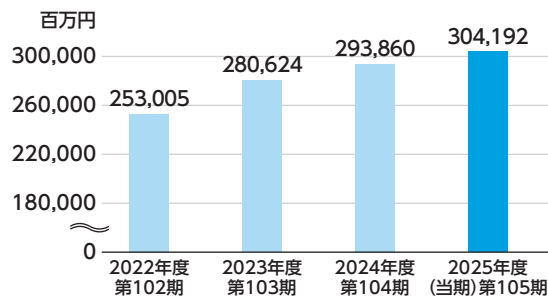
(注) サステナビリティへの取り組みの詳細は、当社ウェブサイトに掲載しております。  
<https://www.keikyu.co.jp/company/csr/>



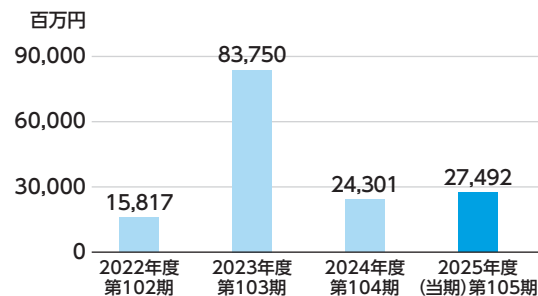
## 5. 財産および損益の状況の推移

区 分	2022年度 第102期	2023年度 第103期	2024年度 第104期	2025年度 (当期)第105期
営 業 収 益(百万円)	253,005	280,624	293,860	304,192
親会社株主に帰属 する当期純利益(百万円)	15,817	83,750	24,301	27,492
1株当たり当期純利益(円)	57.46	304.23	88.40	101.90
総 資 産(百万円)	935,420	1,086,902	1,039,708	1,128,720

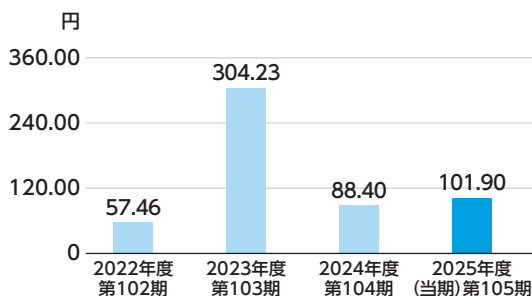
営業収益



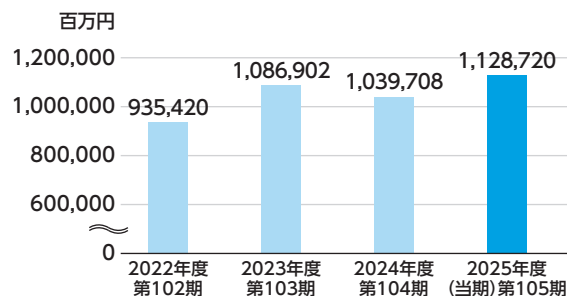
親会社株主に帰属する当期純利益



1株当たり当期純利益



総資産



## 6. 重要な親会社および子会社の状況

### (1) 親会社との関係

該当事項はありません。

### (2) 重要な子会社の状況

会社名	資本金	議決権比率	主要な事業内容
	百万円	%	
京浜急行バス株式会社	100	100.0	バス事業
川崎鶴見臨港バス株式会社	180	100.0	バス事業
京急不動産株式会社	1,000	100.0	不動産業
京急開発株式会社	1,000	100.0	ボートレース場・レジャー施設の経営 不動産賃貸業
株式会社京急百貨店	100	100.0	百貨店・ショッピングセンター業
株式会社京急ストア	100	100.0	ストア業

当社の連結子会社は、上記6社を含めた39社（前期比4社減）であり、持分法適用会社は2社（前期比1社減）であります。

## 7. 主要な事業内容

## 8. 主要な事業所等

## 9. 従業員の状況

上記7から9は、法令および当社定款の規定に基づき、書面交付請求をした株主様に交付する書面には記載していません。

## 10. 主要な借入先

借入先	借入額
	百万円
株式会社日本政策投資銀行	143,451
株式会社みずほ銀行	20,653
三井住友信託銀行株式会社	20,535
株式会社三菱UFJ銀行	20,335
みずほ信託銀行株式会社	16,855
日本生命保険相互会社	16,234
株式会社横浜銀行	13,972

(注) 上記にはシンジケートローンによる借入額（総額65,175百万円）は含まれておりません。

## Ⅱ 会社の株式に関する事項

1. 発行可能株式総数 900,000,000株
2. 発行済株式の総数 269,117,385株（自己株式 6,643,162株を除く。）  
（注）自己株式には、従業員持株会信託口、役員報酬信託口および株式給付信託口が所有する当社株式（800,350株）は含まれておりません。
3. 株 主 数 55,355名
4. 大 株 主

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
	千株	%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	29,110	10.82
株式会社A T R A	16,371	6.08
株式会社横浜銀行	9,358	3.48
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	9,046	3.36
日本生命保険相互会社	8,363	3.11
野村 絢	6,029	2.24
明治安田生命保険相互会社	5,700	2.12
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505103	4,533	1.68
西武鉄道株式会社	4,383	1.63
株式会社日本カストディ銀行 （三井住友信託銀行退職給付信託口）	3,413	1.27

- (注) 1. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。  
2. 当社は自己株式を6,643千株所有しておりますが、上記大株主から除外しております。

## (ご参考)

### 政策保有株式に関する事項

#### 1. 政策保有株式の保有の方針

当社は、事業の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を目的として、事業上の連携、協業関係の構築・強化および当社の経営戦略上の観点から意義が認められる場合には、政策保有株式を保有いたします。保有意義が希薄化した銘柄については、段階的に縮減を進めることとしており、次のとおり縮減を進めております。取締役会では、毎年、個別銘柄の保有合理性を定量・定性の両面から検証のうえ、保有継続の是非や株式数の見直しについて総合的に判断しております。

当期末における連結純資産に占める政策保有株式（みなし保有株式を含む）の保有割合（以下、「保有割合」という。）は、保有株式数の縮減を進めた一方で株価上昇の影響を受け、17.91%となりました。

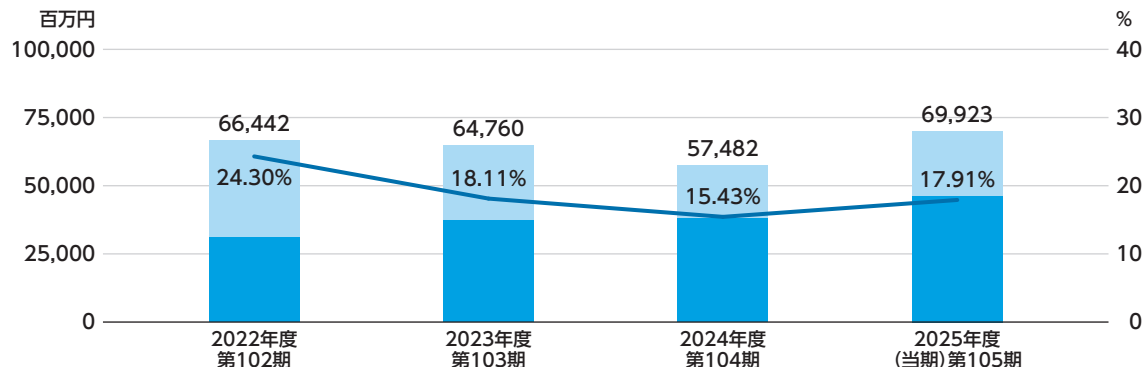
なお、当社は、2026年5月11日開催の取締役会において、保有割合10%以内を目指して縮減を進めることを決議いたしました。今後も積極的に縮減を進めることで資本収益性の改善を図り、企業価値の向上を推進してまいります。

#### 2. 政策保有株式の保有状況（2026年3月31日現在）

区 分		2022年度 第102期	2023年度 第103期	2024年度 第104期	2025年度 (当期)第105期
政策保有株式 保有額 (百万円)	特定投資株式	31,169	37,463	38,366	46,214
	みなし保有株式	35,273	27,296	19,116	23,708
	合計額	66,442	64,760	57,482	69,923
保有割合 (%)	特定投資株式	11.40	10.47	10.30	11.84
	みなし保有株式	12.90	7.63	5.13	6.07
	合計	24.30	18.11	15.43	17.91

政策保有株式保有額の合計額および保有割合

政策保有株式保有額（特定投資株式 ■■■、みなし保有株式 ■■■）  
保有割合（合計）——



### Ⅲ 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

### Ⅳ 会社役員に関する事項

#### 1. 取締役の氏名等（2026年3月31日現在）

氏名	地位および担当	重要な兼職の状況
原 田 一 之 <small>はら だ かず ゆき</small>	取締役会長 (代表取締役)	横浜新都市センター株式会社取締役社長 株式会社エヌケービー社外取締役
川 俣 幸 宏 <small>かわ また ゆき ひろ</small>	取締役社長 (代表取締役) 社長執行役員 グループ業務監査部担当	日本空港ビルデング株式会社社外取締役 株式会社ルミネ社外取締役 横浜新都市センター株式会社社外取締役 京急川崎駅西口地区第一種市街地再開発準備組合理事長
金 子 雄 一 <small>かね こ ゆう いち</small>	取締役専務執行役員 経営戦略室長 人財戦略部担当	
櫻 井 和 秀 <small>さくら い かず ひで</small>	取締役常務執行役員 生活事業創造本部長	
竹 谷 英 樹 <small>たけ や ひで き</small>	取締役常務執行役員 鉄道本部長 生活事業創造本部 品川開発推進部担当	横浜高速鉄道株式会社社外取締役
杉 山 勲 <small>すぎ やま いさお</small>	取締役常務執行役員 新しい価値共創室長	

氏名	地位および担当	重要な兼職の状況
寺島剛紀	取締役	大星ビル管理株式会社代表取締役会長
柿崎環	取締役	明治大学法学部教授 日本空港ビルデング株式会社社外取締役（監査等委員） 株式会社秋田銀行社外取締役
野原佐和子	取締役	株式会社イプシ・マーケティング研究所代表取締役社長 株式会社りそなホールディングス社外取締役
原田修	取締役 (常勤監査等委員)	
浦辺和夫	取締役 (常勤監査等委員)	
末綱隆	取締役（監査等委員）	株式会社関電工社外監査役 JCRファーマ株式会社社外取締役
須藤修	取締役（監査等委員）	弁護士 日本空港ビルデング株式会社社外取締役 株式会社プロネクサス社外監査役 株式会社バンダイナムコエクスペリエンス社外監査役

- (注) 1. 当社は、2025年6月27日開催の第104期定時株主総会終結の時をもって、監査等委員会設置会社に移行しております。これに伴い、同日付で常勤監査役原田修氏および浦辺和夫氏ならびに監査役末綱隆氏および須藤修氏は、監査役を退任し、原田修氏、浦辺和夫氏、末綱隆氏および須藤修氏が監査等委員である取締役に選任され、それぞれ就任いたしました。
2. 取締役寺島剛紀氏、柿崎環氏および野原佐和子氏ならびに監査等委員である取締役原田修氏、末綱隆氏および須藤修氏は、社外取締役であります。
3. 当社は、監査等の環境の整備および社内の情報の収集に積極的に努め、かつ、内部統制システムの構築・運用の状況を日常的に監査し検証するため、原田修氏および浦辺和夫氏を常勤監査等委員に選定しております。
4. 常勤監査等委員原田修氏は、大手金融機関の常勤監査役を務めた経験や債権管理回収会社等の経営者を務めた経験を有するなど、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。  
常勤監査等委員浦辺和夫氏は、当社経理部担当役員および経営戦略室長等を務めた経験を有するなど、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。  
監査等委員である取締役末綱隆氏は、警察庁長官官房会計課長等を務めた経験や他の上場会社の社外監査役を務めた経験を有するなど、財務および会計に関する相当程度の知

見を有しております。

監査等委員である取締役須藤修氏は、弁護士として会社再建・清算等に多数関与した経験や他の上場会社の社外監査役を務めた経験を有するなど、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。

5. 社外役員の重要な兼職先と当社との関係

取締役寺島剛紀氏は、大星ビル管理株式会社の代表取締役会長であり、同社は、当社の事業の部類に属する取引（不動産賃貸業）を行っております。

取締役柿崎環氏は、株式会社秋田銀行の社外取締役であり、当社と同社との間には資金借入等の取引がありますが、同社からの借入額は借入金全体の10%未満であり、「社外役員の独立性の判断基準」で定める「当社の主要な借入先である会社」の基準（直近事業年度末において当社の資金調達につき代替性のない程度に依存している金融機関その他の大口債権者）には該当いたしません。なお、同氏のその他の上記兼職先と当社との間に特別の関係はありません。

取締役野原佐和子氏は、株式会社りそなホールディングスの社外取締役であり、当社と同社子会社である株式会社りそな銀行との間には資金借入等の取引がありますが、株式会社りそな銀行からの借入額は借入金全体の10%未満であり、「社外役員の独立性の判断基準」で定める「当社の主要な借入先である会社」の基準（直近事業年度末において当社の資金調達につき代替性のない程度に依存している金融機関その他の大口債権者）には該当いたしません。なお、同氏のその他の上記兼職先と当社との間に特別の関係はありません。

監査等委員である取締役末綱隆氏および須藤修氏の上記兼職先と当社との間に特別の関係はありません。

6. 取締役寺島剛紀氏は、2025年4月1日に大星ビル管理株式会社の代表取締役会長に就任いたしました。

7. 取締役柿崎環氏は、2025年9月30日に三菱食品株式会社の社外取締役を退任いたしました。なお、退任した三菱食品株式会社と当社との間に特別の関係はありません。

8. 取締役野原佐和子氏は、2025年6月23日に第一三共株式会社の社外取締役を退任いたしました。なお、退任した第一三共株式会社と当社との間に特別の関係はありません。

9. 監査等委員である取締役末綱隆氏は、2025年6月26日に東鉄工業株式会社の社外取締役を退任いたしました。なお、退任した東鉄工業株式会社と当社との間に特別の関係はありません。

10. 監査等委員である取締役須藤修氏は、2025年6月26日に日本空港ビルデング株式会社の社外取締役に就任いたしました。

11. 取締役原田一之氏は、2025年5月23日に一般社団法人日本民営鉄道協会の会長を退任いたしました。また、2025年6月18日に株式会社かんぽ生命保険の社外取締役を退任いたしました。

12. 取締役寺島剛紀氏、柿崎環氏および野原佐和子氏ならびに監査等委員である取締役原田修氏、末綱隆氏および須藤修氏は、東京証券取引所から確保が義務付けられている独立役員として同取引所に届け出ております。

13. 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、当社取締役、監査役および執行役員ならびに一部の子会社の取締役および監査役を被保険者とした、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、被保険者は保険料を負担しておりません。当該契約の内容の概要は、次のとおりであります。

- ・ 第三者からの訴訟および株主代表訴訟等により、被保険者が負担することとなった争訟費用および損害賠償金等を填補の対象としております。
- ・ 被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置として、被保険者による犯罪行為等に起因する損害などについては、填補の対象外としているほか、保険契約に免責額の定めを設けており、当該免責額までの損害については填補の対象としないこととしております。

(ご参考1)

2026年3月31日現在の取締役兼務者以外の執行役員は、次のとおりであります。

氏名	地位および担当	重要な兼職の状況
野村正人 <small>のむらまさひと</small>	常務執行役員 グループ統括部担当部長 (バス事業統括担当)	川崎鶴見臨港バス株式会社取締役社長
竹内明男 <small>たけうちあきお</small>	執行役員 鉄道本部建設部長 兼生活事業創造本部 品川開発推進部担当部長	
坂齊素彦 <small>さかさいちとひこ</small>	執行役員 生活事業創造本部 開発事業部長	
青野良生 <small>あおのよしお</small>	執行役員 グループ統括部長 兼生活事業創造本部 C R E 戦略部担当部長 総務部担当 コンプライアンス部担当	

氏 名	地位および担当	重要な兼職の状況
むら まつ ひで き 村 松 英 樹	執行役員 生活事業創造本部 事業統括部長 兼C R E戦略部長	
たに い たけし 谷 井 健	執行役員 生活事業創造本部 品川開発推進部長 兼新しい価値共創室部長	
おち あい たけし 落 合 雄	執行役員 経営戦略室部長 兼生活事業創造本部 C R E戦略部担当部長	
しま ゆきこ 島 由紀子	執行役員 新しい価値共創室部長	

(注) 執行役員谷井健氏、落合雄氏および島由紀子氏は、2025年4月1日に新たに就任した執行役員であります。

(ご参考2)

2026年4月1日現在の取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く。）は、次のとおりであります。

氏名	地位および担当	重要な兼職の状況
原 田 一 之 <small>はら だ かず ゆき</small>	取締役会長 (代表取締役)	横浜新都市センター株式会社取締役社長 株式会社エヌケービー社外取締役
川 俣 幸 宏 <small>かわ また ゆき ひろ</small>	取締役社長 (代表取締役) 社長執行役員 グループ業務監査部担当	日本空港ビルデング株式会社社外取締役 株式会社ルミネ社外取締役 横浜新都市センター株式会社社外取締役 京急川崎駅西口地区第一種市街地再開発準備組合理事長
金 子 雄 一 <small>かね こ ゆう いち</small>	取締役専務執行役員 生活事業創造本部長	
竹 谷 英 樹 <small>たけ や ひで き</small>	取締役専務執行役員 鉄道本部長 生活事業創造本部 品川開発推進部担当	横浜高速鉄道株式会社社外取締役
杉 山 勲 <small>すぎ やま いさお</small>	取締役常務執行役員 新しい価値共創室長	
櫻 井 和 秀 <small>さくら い かず ひで</small>	取締役	

2026年4月1日現在の取締役兼務者以外の執行役員は、次のとおりであります。

氏名	地位および担当	重要な兼職の状況
<small>あおのよしお</small> 青野良生	常務執行役員 経営戦略室長 兼生活事業創造本部 C R E 戦略部担当部長 人財戦略部担当	
<small>たけうちあきお</small> 竹内明男	執行役員 鉄道本部建設部長 兼生活事業創造本部 品川開発推進部担当部長	
<small>さかさいもとひこ</small> 坂齊素彦	執行役員 生活事業創造本部 開発事業部長	
<small>むらまつひでき</small> 村松英樹	執行役員 生活事業創造本部 事業統括部長 兼C R E 戦略部長	
<small>たにい たけし</small> 谷井健	執行役員 生活事業創造本部 品川開発推進部長 兼新しい価値共創室部長	
<small>おちあい たけし</small> 落合雄	執行役員 グループ統括部長 兼生活事業創造本部 C R E 戦略部担当部長 総務部担当 コンプライアンス部担当	
<small>しま ゆきこ</small> 島由紀子	執行役員 新しい価値共創室部長	

氏 名	地位および担当	重要な兼職の状況
<small>もり</small> 森 <small>あき</small> 明 <small>ひろ</small> 裕	執行役員 グループ統括部担当部長 (バス事業統括担当)	京浜急行バス株式会社取締役社長
<small>とみ</small> 富 <small>おか</small> 岡 <small>はや</small> 勇 <small>と</small> 人	執行役員 鉄道本部鉄道統括部長	

## 2. 取締役、監査役および執行役員報酬等の額

### (1) 当事業年度に係る取締役、監査役および執行役員報酬等の額

区 分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)		
		取締役・ 監査役の 固定報酬	代表取締役報酬	
			固定報酬	業績連動報酬
取締役（監査等委員である取締役を除く。） （うち社外取締役）	286 (27)	96 (27)	13 (なし)	7 (なし)
監査等委員である取締役 （うち社外取締役）	52 (32)	52 (32)	なし	なし
監査役 （うち社外監査役）	17 (10)	17 (10)	なし	なし
執行役員 （取締役非兼務者）	191	なし	なし	なし

区 分	報酬等の種類別の総額 (百万円)			対象となる 役員の員数 (人)
	執行役員報酬		株式報酬	
	固定報酬	賞 与		
取締役（監査等委員である取締役を除く。） （うち社外取締役）	64 (なし)	82 (なし)	23 (なし)	9 (3)
監査等委員である取締役 （うち社外取締役）	なし	なし	なし	4 (3)
監査役 （うち社外監査役）	なし	なし	なし	4 (3)
執行役員 （取締役非兼務者）	97	74	18	8

(注) 1. 当社は、2025年6月27日開催の第104期定時株主総会終結の時をもって、監査等委員会設置会社に移行しております。監査役報酬等は当該移行前の期間に係るものであり、監査等委員である取締役報酬等は当該移行後の期間に係るものであります。

2. 株主総会決議における報酬額（年額）  
 <監査等委員会設置会社への移行前>

区 分	報酬額 (百万円)	株主総会決議	決議時点の員数 (人)	備 考
取締役 (うち社外取締役)	550 (30)	第93期定時株主総会 (2014年6月27日開催)	16 (2)	使用人兼務取締役 の使用人分給与は 含まない((注)4)
取締役 (うち社外取締役)	550 (75)	第97期定時株主総会 (2018年6月28日開催)	15 (3)	使用人兼務取締役 の使用人分給与は 含まない((注)4)  社外取締役の 報酬額のみ改定
監査役	95	第93期定時株主総会 (2014年6月27日開催)	4	

<監査等委員会設置会社への移行後>

区 分	報酬額 (百万円)	株主総会決議	決議時点の員数 (人)	備 考
取締役 (監査等委員である 取締役を除く。) (うち社外取締役)	460 (75)	第104期定時株主総会 (2025年6月27日開催)	9 (3)	使用人兼務取締役 の使用人分給与は 含まない((注)4)
監査等委員である 取締役	95	第104期定時株主総会 (2025年6月27日開催)	4	

3. 上記(注)2.の株主総会決議による報酬額とは別枠として、取締役(社外取締役を除く。)および執行役員に対して株式報酬制度「株式給付信託(BBT(=Board Benefit Trust))」を導入することが2020年6月26日開催の第99期定時株主総会において、また、監査等委員会設置会社への移行に伴い、対象者を取締役(監査等委員である取締役および社外取締役を除く。)および執行役員(以下、本注記3.において「取締役等」という。)として、一部改定のうえ継続することが2025年6月27日開催の第104期定時株主総会において決議されております。同制度に基づき、3事業年度ごとに360百万円(うち取締役分として250百万円)を上限とした資金が信託に拠出され、信託は、当該資金を原資として当社株式の取得を行います。取締役等には、役員株式給付規程に基づき役位を勘案して定める数のポイントが付与され、その上限は1事業年度あたり合計37,700ポイント(うち取締役分として18,700ポイント)であります。また、取締役等に付与されるポイントは、1ポイントあたり当社普通株式1株に換算され、原則として退任時に当社株式および当社株式を時価で換算した金額相当の金銭(以下、「当社株式等」という。)として支給されます。上記定時株主総会決議時点の取締役(監査等委員

である取締役および社外取締役を除く。)の員数は6名であります。なお、上記の株式報酬は、当事業年度中に同制度に基づき役員株式報酬引当金として長期未払金に計上した額であり、それに対応するポイント数30,000ポイント(うち取締役(監査等委員である取締役を除く。)分として16,700ポイント)であります。

4. 執行役員制度導入以降、取締役の使用人分給与の支給はありません。

(2) 取締役、監査役および執行役員の個人別の報酬等の内容に係る決定方針

イ. 報酬等の額またはその算定方法の決定に関する基本方針

当社グループ経営は、沿線の生活者を支える企業集団として安全・安心を最優先に確保するとともに沿線地域の発展のため、グループが連携して事業を行い、相乗効果を図るという特性があります。この当社グループ経営の特性に鑑みて、当社の役員報酬は、短期的な業績に加えて、中長期的な企業価値・業績向上への貢献および株主の皆様との価値共有を重視しております。また、報酬額の決定にあたっては、従業員給与、他社の動向、外部調査機関の調査データ等を勘案して決定するものとしております。

なお、本方針は、半数以上が独立社外取締役で構成される指名・報酬委員会への諮問を経て、取締役会において決定しております。

□. 報酬の構成

取締役（監査等委員である取締役を除く。）報酬および執行役員報酬については、次のとおり構成されます。当該構成は、半数以上が独立社外取締役で構成される指名・報酬委員会への諮問を経て、取締役会において決定しております。

なお、監査役の報酬は、株主総会決議の範囲内で、監査役の協議によって決定し、監査業務の適正性および独立性を確保する観点から、固定報酬のみとしております。また、当社は2025年6月27日開催の第104期定時株主総会終結の時をもって、監査等委員会設置会社に移行しておりますが、監査等委員である取締役の報酬も、株主総会決議の範囲内で、監査等委員である取締役の協議によって決定し、同様の観点から固定報酬のみとしております。

種 類	支給対象	内 容
固 定 報 酬	取締役（監査等委員である取締役を除く。）	当社取締役会で定める取締役報酬および執行役員報酬規程（以下、「規程」という。）に基づき、一定の金額を支給いたします。なお、取締役会長の固定報酬には、会長報酬を加算した額を支給いたします。
	執行役員	規程に基づき、役位ごとに定める金額を支給いたします。
代表取締役報酬	代表取締役会長	規程に基づき、一定の金額を支給いたします。
	代表取締役会長以外の代表取締役	規程に基づき、一定の金額および業績連動報酬を支給いたします。
賞 与	執行役員	規程に基づき、業績に対するインセンティブを高めるため、事業年度における職務執行の対価として、役位ごとに定める標準額を基準とし、業績等を勘案した金額を支給いたします。
株 式 報 酬	社内取締役（監査等委員である取締役を除く。） 執行役員	当社株式等を支給いたします。当社取締役会で定める役員株式給付規程に基づき、当社から各役員にポイントが付与され、付与されたポイント数に対応する当社株式等が原則として役員の退任時に各役員に交付されます。

(注) 上記報酬に加え、会社は、全取締役および執行役員を対象とした役員傷害保険に加入し、毎月一定額の保険料を負担しております。

## 八. 個人別の報酬の額の決定に関する方針および実績

### (イ) 固定報酬および代表取締役報酬（固定報酬）

種 類	支給対象	決定方法	支給時期
固 定 報 酬	取締役（監査等委員である取締役を除く。）	世間水準、経営内容等を総合的に勘案して決定いたします。	毎月
	執行役員	世間水準、経営内容および従業員給与とのバランス等を総合的に勘案して決定いたします。	毎月
代表取締役報酬 （固定報酬）	代表取締役会長	世間水準、代表取締役としての職責および会長として業務執行の監督機能に特化する役割等を総合的に勘案して決定いたします。	毎月
	代表取締役会長 以外の代表取締役	世間水準、代表取締役としての職責および経営内容等を総合的に勘案して決定いたします。	毎月

### (ロ) 代表取締役報酬（業績連動報酬）および賞与

#### a. 種類等

種 類	支給対象	決定方法	支給時期
代表取締役報酬 （業績連動報酬）	代表取締役会長 以外の代表取締役	定量的および定性的な評価を総合して、業績に対する評価を行い、決定いたします。	毎年の定時株主総会后
賞 与	執行役員	定量的および定性的な評価を総合して、業績に対する評価を行い、決定いたします。	毎年の定時株主総会后

#### b. 評価割合

##### (a) 賞 与

規程に定める執行役員に対する賞与の標準額を次のとおり区分し、連結業績等を評価する部分と、社長、本部長、副本部長、室長、部長、グループ会社役員としての業務執行の状況等を評価する部分に分けて、業績に対する評価を行います。業務執行評価分の割合については、職責や業務分担等を考慮し、段階的に設定しております。

(b) 役位別評価割合

	評価区分	
	連結業績評価分	業務執行評価分
社長執行役員	80%	20%
副社長執行役員	70%	30%
専務執行役員	60%	40%
常務執行役員	50%	50%
執行役員	40%	60%

c. 評価項目

定量および定性の両面の評価を、代表取締役報酬（業績連動報酬）および賞与に反映させるため、次の評価から得られた評点によって、標準額に対し各自、連結業績評価分は±100%の範囲、業務執行評価分は±30%の範囲で増減した額といたします。なお、会社の経営状況、社員に対する支給状況、社会状況の変化等により、定める範囲における支給が不相当と判断される事情がある場合には、取締役会の決議により、定める範囲を超える減額支給または不支給とすることがあります。

	評価項目
定量的評価	<p>当該年度連結業績数値の対経営計画達成度等で評価</p> <p>&lt;採用指標&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・連結営業利益</li> <li>・ROE</li> <li>・連結純有利子負債／EBITDA倍率</li> <li>・CDP評価結果(ESG指標)(注)</li> <li>・従業員サーベイ集計結果(ESG指標)</li> </ul>
定性的評価	<ul style="list-style-type: none"> <li>・グループ全体の将来的な価値向上への貢献度</li> <li>・特殊な要因による業績への影響</li> <li>・外部からの当社業績への評価</li> <li>・グループ全体に影響を与える不祥事および事故等の安全性への評価</li> </ul>

(注) CDPは、企業等の環境関連の戦略や取り組みなどを評価する外部団体であります。

d. 当事業年度の指標の目標および実績

評価項目	
定量的評価	<ul style="list-style-type: none"> <li>・連結営業利益は33,553百万円となり、目標を上回りました。</li> <li>・ROEは7.2%となり、目標を上回りました。</li> <li>・連結純有利子負債／EBITDA倍率は7.0倍となり、目標を上回りました。</li> <li>・CDP評価結果は当社基準を上回りました。</li> <li>・従業員サーベイ集計結果は当社基準値を上回りました。</li> </ul>
定性的評価	<p>2025年5月に見直しを公表した「京急グループ第20次総合経営計画」で掲げる重要経営指標の達成に向けて、鉄道事業における次世代型オペレーションや不動産事業における不動産回転型ビジネスの推進など、事業構造変革を進めるとともに、財務健全性の確保と資本収益性の向上を目指す財務マネジメントの強化に努めました。</p>

(ハ) 株式報酬

支給対象	決定方法	支給時期
社内取締役 (監査等委員である取締役を除く。) 執行役員	<p>当社取締役会で定める役員株式給付規程に基づき、当社から各役員にポイントが付与され、付与されたポイント数に対応する当社株式等が原則として役員の退任時に各役員に交付されます。なお、取締役等に付与されるポイントは、当社株式等の給付に際し、1ポイントあたり当社普通株式1株に換算されます。(当社株式について、株式分割、株式無償割当または株式併合等が行われた場合には、その比率等に応じて、ポイント数の上限および付与済みのポイント数または換算比率について合理的な調整を行うことといたします。)</p>	<p>ポイント付与は毎年3月31日(注)</p> <p>株式等の支給は原則として退任時</p>

(注) 上記のポイント付与日のほか、役員が退任する場合は、当該退任日にポイントが付与されます。

## 二. 支給割合（年額・標準額）

	固定報酬	業績連動報酬・賞与	株式報酬
代表取締役会長	87%	—	13%
代表取締役社長	37%	49%	14%
上記以外の 代表取締役（注）	45%	44%	11%
代表取締役以外の 社内取締役（監査等委員 である取締役を除く。）（注）	54%	29%	17%
社外取締役（監査等委員 である取締役を除く。）	100%	—	—
執行役員（取締役 非兼務者）（注）	48%	36%	16%

（注）各役位の割合の平均値であります。

ホ. 取締役（監査等委員である取締役を除く。）および執行役員の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

取締役（監査等委員である取締役を除く。）および執行役員の個人別の報酬額のうち、①代表取締役報酬（業績連動報酬）については、株主総会決議の範囲内で、取締役会決議に基づき代表取締役社長（当事業年度は川俣幸宏）がその具体的内容について委任を受けるものとしております。また、②執行役員の賞与については、取締役会決議に基づき代表取締役社長（当事業年度は川俣幸宏）がその具体的内容について委任を受けるものとしております。その権限の内容は、個人別の報酬等の内容の決定権限としております。取締役会が代表取締役社長に委任をした理由は、当社グループを取り巻く環境や、当社グループの経営状況等を勘案したうえで総合的に報酬等を決定するには、代表取締役社長が最も適していると判断したためであり、取締役会は、当該権限が代表取締役社長によって適切に行使されるよう、指名・報酬委員会に原案を諮問し答申を得るものとし、上記の委任を受けた代表取締役社長は、当該答申の内容に従って決定をしなければならないこととしております。

なお、取締役（監査等委員である取締役を除く。）および執行役員の個人別の報酬額のうち、③取締役（監査等委員である取締役を除く。）および執行役員の固定報酬、④代表取締役報酬（固定報酬）、⑤社内取締役（監査等委員である取締役を除く。）および執行役員の株式報酬の付与ポイント（退任者に対しては支給株式数等）については、株主総会決議の範囲内で、指名・報酬委員会に原案を諮問し答申

を得たうえで、取締役会決議により決定しております。

当事業年度に係る取締役（監査等委員である取締役を除く。）および執行役員の個人別の報酬等についても、指名・報酬委員会への諮問を経て取締役会において決定した決定方針を前提に、上記のプロセスを経ることで、公正性・透明性を確保していることから、取締役会は、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

なお、当該決定方針は、2026年4月1日に東証プライム上場企業および同業他社における役員報酬水準を考慮した役位別報酬額の見直しや、取締役会長の報酬に業績連動報酬（短期インセンティブ報酬）の導入を行うなど、一部を変更いたしました。また、2026年6月26日開催の第105期定時株主総会の第4号議案が原案どおり承認可決されることを条件に、同株主総会終了後の当社の取締役会において、第4号議案の内容に基づき変更することを予定しております。

### 3. 社外役員に関する事項

#### (1) 当事業年度における主な活動状況

##### イ. 社外取締役（監査等委員である取締役を除く。）

氏名	地位	取締役会出席回数	指名・報酬委員会出席回数	主な活動状況および期待される役割に関して行った職務の概要
寺島 剛紀	取締役	13回／13回	7回／7回	主に大手生命保険会社の元経営者として、資金運用や投資マネジメント等に関する経験および見識を業務執行の監督等に活かす役割を期待しております。取締役会において発言を適宜行っているほか、2022年1月からは指名・報酬委員会の委員長として同委員会の議事を主導しており、その役割を適切に果たしております。
柿崎 環	取締役	13回／13回	7回／7回	主に内部統制や内部監査に関する分野を専門とする大学教授、空港ターミナルビル運営会社等の社外役員および大手医薬品会社の元社外役員としての経験および見識を業務執行の監督等に活かす役割を期待しております。取締役会、指名・報酬委員会および企業価値分析会議において発言を適宜行っており、その役割を適切に果たしております。
野原 佐和子	取締役	13回／13回	7回／7回	主にITビジネスにおける事業戦略やマーケティング戦略に関する会社の経営者、大手金融機関の社外役員および政府関係会議の有識者委員としての経験および見識を業務執行の監督等に活かす役割を期待しております。取締役会および指名・報酬委員会において発言を適宜行っており、その役割を適切に果たしております。

(注) 指名・報酬委員会については、上記の開催回数のほか、書面開催が2回ありました。

ロ. 監査等委員である社外取締役・監査役

氏名	地位	取締役会 出席回数	監査等委員会 出席回数	監査役会 出席回数	主な活動状況および期待される役割に関して行った職務の概要
原田 修	取締役 (監査等委員) ・監査役	13回／13回	10回／10回	3回／3回	主に大手金融機関の元常勤監査役および債権管理回収会社等の元経営者としての経験および見識を業務執行の監査・監督等に活かす役割を期待しております。取締役会、監査等委員会等において発言を適宜行っており、その役割を適切に果たしております。
末綱 隆	取締役 (監査等委員) ・監査役	12回／13回	9回／10回	3回／3回	主に元神奈川県警察本部長および元警視庁副総監ならびに大手総合商社の元社外役員としての経験および見識を業務執行の監査・監督等に活かす役割を期待しております。取締役会、監査等委員会等において発言を適宜行っており、その役割を適切に果たしております。
須藤 修	取締役 (監査等委員) ・監査役	13回／13回	10回／10回	3回／3回	主に弁護士および大手総合エンターテインメント企業の元社外役員としての経験および見識を業務執行の監査・監督等に活かす役割を期待しております。取締役会、監査等委員会等において発言を適宜行っており、その役割を適切に果たしております。

(注) 当社は、2025年6月27日開催の第104期定時株主総会終結の時をもって、監査等委員会設置会社に移行しております。監査役会の出席回数は当該移行前の期間に係るものであり、監査等委員会の出席回数は当該移行後の期間に係るものであります。

## (2) 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役は、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令の定める最低責任限度額となります。2025年6月27日開催の第104期定時株主総会終結の時をもって、監査等委員会設置会社に移行するまでは、当社と各社外監査役は、同様の契約を締結しておりました。

## V 会計監査人の状況

1. 会計監査人の名称
2. 責任限定契約の内容の概要
3. 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額
4. 非監査業務の内容
5. 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

上記1から5は、法令および当社定款の規定に基づき、書面交付請求をした株主様に交付する書面には記載しておりません。

## VI 会社の体制および方針

1. 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制
2. 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制の当事業年度における運用状況の概要
3. 株式会社の支配に関する基本方針

上記1から3は、法令および当社定款の規定に基づき、書面交付請求をした株主様に交付する書面には記載しておりません。

## 連結貸借対照表

(2026年3月31日現在)

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>(資産の部)</b>	百万円	<b>(負債の部)</b>	百万円
<b>流動資産</b>	<b>197,632</b>	<b>流動負債</b>	<b>223,613</b>
現金及び預金	67,246	支払手形及び買掛金	61,046
受取手形、売掛金及び契約資産	30,336	短期借入金	119,210
商品及び製品	2,177	未払法人税等	3,621
分譲土地建物	85,273	前受金	8,280
仕掛品	584	賞与引当金	1,843
原材料及び貯蔵品	286	役員賞与引当金	83
その他	11,732	工事損失引当金	261
貸倒引当金	△3	その他	29,266
<b>固定資産</b>	<b>931,087</b>	<b>固定負債</b>	<b>514,677</b>
有形固定資産	730,035	社債	150,000
建物及び構築物	325,599	長期借入金	242,145
機械装置及び運搬具	38,795	繰延税金負債	20,159
土地	166,095	役員退職慰労引当金	496
建設仮勘定	190,251	退職給付に係る負債	10,119
その他	9,293	長期前受工事負担金	76,307
無形固定資産	9,615	その他	15,448
投資その他の資産	191,437	<b>負債合計</b>	<b>738,290</b>
投資有価証券	132,736	<b>(純資産の部)</b>	
長期貸付金	618	<b>株主資本</b>	<b>358,098</b>
繰延税金資産	10,276	資本金	43,738
退職給付に係る資産	26,785	資本剰余金	44,203
その他	21,136	利益剰余金	281,588
貸倒引当金	△115	自己株式	△11,432
		<b>その他の包括利益累計額</b>	<b>30,184</b>
		その他有価証券評価差額金	20,151
		為替換算調整勘定	96
		退職給付に係る調整累計額	9,936
		<b>非支配株主持分</b>	<b>2,147</b>
		<b>純資産合計</b>	<b>390,430</b>
<b>資産合計</b>	<b>1,128,720</b>	<b>負債純資産合計</b>	<b>1,128,720</b>

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

## 連結損益計算書

( 2025年 4月 1日から  
2026年 3月31日まで )

科 目		金 額	金 額
		百万円	百万円
営	業 収 益		304,192
営	業 費 及 び 上 原 価	224,162	
営	業 費 及 び 一 般 管 理 費	46,477	270,639
営	業 外 収 益		33,553
営	業 外 収 益		
営	受 取 利 息 及 び 配 当 金	794	
営	持 分 法 に よ る 投 資 利 益	672	
営	支 払 外 債 券 売 却	57	
営	支 払 外 債 券 売 却	1,326	2,851
営	支 払 外 債 券 売 却	5,505	
営	支 払 外 債 券 売 却	1,526	
営	支 払 外 債 券 売 却	518	
特	常 別 利 益		28,854
特	固 定 資 産 売 却 益	19,751	
特	受 取 工 事 負 担 金 の 償 還 受 入	2,538	
特	受 取 工 事 負 担 金 の 償 還 受 入	1,204	
特	受 取 工 事 負 担 金 の 償 還 受 入	434	23,930
特	別 損 失		
特	減 固 定 資 産 除 却 損	10,105	
特	減 固 定 資 産 除 却 損	3,940	
特	減 固 定 資 産 除 却 損	1,204	
特	減 固 定 資 産 除 却 損	195	
特	減 固 定 資 産 除 却 損	659	16,106
税	金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		36,678
法	人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	4,831	
法	人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	4,304	9,136
当	期 純 利 益		27,542
非	支 配 株 主 に 帰 属 する 当 期 純 利 益		50
親	会 社 株 主 に 帰 属 する 当 期 純 利 益		27,492

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

# 貸借対照表

(2026年3月31日現在)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)	百万円	(負債の部)	百万円
<b>流動資産</b>	<b>154,710</b>	<b>流動負債</b>	<b>277,055</b>
現金及び預金	56,339	短期借入金	119,210
未収運賃	2,479	未払金	54,926
未収消費税等	15,476	未払費用	4,647
短期貸付金	2,350	未払法人税等	652
分譲土地建物	674	預り連絡運賃	97
前払費用	71,258	預り	1,305
その他の流動資産	3,466	前受運賃	4,520
	2,665	前受金	3,094
		前受収益	413
		関係会社預り金	80,025
		その他の流動負債	8,162
<b>固定資産</b>	<b>859,451</b>	<b>固定負債</b>	<b>492,875</b>
鉄道事業固定資産	318,428	社債	150,000
不動産・レジャー事業固定資産	120,000	長期借入金	242,145
各事業関連固定資産	18,229	繰延税金負債	14,910
建設仮勘定	194,853	退職給付引当金	1,200
投資その他の資産	207,940	関係会社事業損失引当金	581
関係会社株式	41,695	長期前受工事負担金	76,307
投資有価証券	85,833	資産除去債	784
その他の関係会社有価証券	28,695	その他の引当金	335
長期貸付金	23,126	その他の固定負債	6,611
前払年金費用	12,304		
その他の投資等	17,089	<b>負債合計</b>	<b>769,930</b>
貸倒引当金	△804	(純資産の部)	
		<b>株主資本</b>	<b>224,337</b>
		資本	43,738
		資本剰余金	40,370
		資本準備金	17,861
		その他資本剰余金	22,509
		利益剰余金	151,633
		利益準備金	6,665
		その他利益剰余金	144,968
		固定資産圧縮積立金	14,480
		固定資産圧縮特別勘定積立金	10,086
		別途積立金	2,050
		繰越利益剰余金	118,352
		自己株	△11,405
		評価・換算差額等	19,893
		その他有価証券評価差額金	19,893
<b>資産合計</b>	<b>1,014,162</b>	<b>純資産合計</b>	<b>244,231</b>
		<b>負債純資産合計</b>	<b>1,014,162</b>

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

# 損益計算書

( 2025年 4月 1日から  
2026年 3月31日まで )

科 目	金 額	金 額
	百万円	百万円
鉄 道 事 業		
業 収 益	86,002	
業 費	69,251	
業 利 益		16,750
不 動 産 ・ レ ジ ャ ー 事 業		
業 収 益	41,117	
業 費	36,643	
業 利 益		4,474
<b>全 営 業 業 外 業 利 益</b>		<b>21,224</b>
受 取 利 息 及 び 配 当 金	2,472	
投 資 有 価 値 の 変 動	26	
そ の 他 の 収 入	844	
支 払 手 数 料	5,960	
そ の 他 の 費 用	1,526	
常 規 利 益	353	
特 殊 利 益		<b>7,840</b>
特 殊 損 失		<b>16,727</b>
固 定 資 産 補 償 受 入	19,775	
工 事 負 担 金 等	2,538	
別 損 失	517	
減 固 定 資 産 除 却 損	6,174	
固 定 資 産 圧 縮 損	2,328	
固 定 資 産 株 式 売 却 損	517	
そ の 他 の 損 失	354	
そ の 他 の 損 失	595	
そ の 他 の 損 失		9,969
<b>税 引 前 当 期 純 利 益</b>		<b>29,589</b>
人 税 及 び 事 業 税		938
人 税 等 調 整		8,676
<b>当 期 純 利 益</b>		<b>19,974</b>

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

# 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書謄本

## 独立監査人の監査報告書

2026年5月19日

京浜急行電鉄株式会社  
取締役会 御中

### EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 齋藤 祐暢

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 長崎 将彦

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 田中 裕樹

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、京浜急行電鉄株式会社の2025年4月1日から2026年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、京浜急行電鉄株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
  - ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
  - ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
  - ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
  - ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
  - ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。
- 監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
- 監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

# 計算書類に係る会計監査人の監査報告書謄本

## 独立監査人の監査報告書

2026年5月19日

京浜急行電鉄株式会社  
取締役会 御中

### EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 齋藤 祐暢

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 長崎 将彦

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 田中 裕樹

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、京浜急行電鉄株式会社の2025年4月1日から2026年3月31日までの第105期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監査等委員会の監査報告書謄本

### 監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2025年4月1日から2026年3月31日までの第105期事業年度における取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法および結果について以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査の方法およびその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロおよびハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容ならびに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役および使用人等からその構築および運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役および使用人等ならびにEY新日本有限責任監査法人から当該内部統制の評価および監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

- (1) 監査等委員会が定めた監査等委員会監査等基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部監査部門と連携のうえ、重要な会議に出席し、取締役および使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社および主要な事業所において業務および財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役および監査役等と意思疎通および情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- (2) 事業報告に記載されている株式会社の支配に関する基本方針および各取り組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
- (3) 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視および検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。なお、監査上の主要な検討事項については、会計監査人と協議を行うとともに、その監査の実施状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告およびその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書および個別注記表）およびその附属明細書ならびに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書および連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告およびその附属明細書は、法令および定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容および取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている株式会社の支配に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号口の各取り組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

### (2) 計算書類およびその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

2026年5月20日

京浜急行電鉄株式会社 監査等委員会

監査等委員（常勤） 原 田 修 ㊟

監査等委員（常勤） 浦 辺 和 夫 ㊟

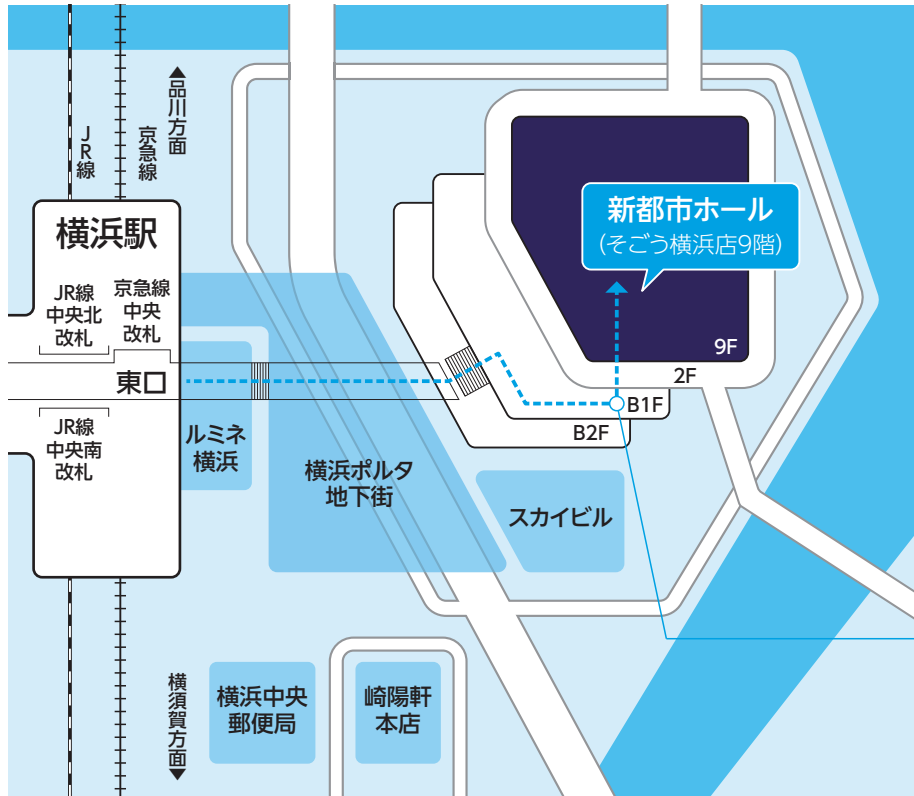
監 査 等 委 員 末 綱 隆 ㊟

監 査 等 委 員 須 藤 修 ㊟

(注) 監査等委員原田修、末綱隆および須藤修は、会社法第2条第15号および第331条第6項に定める社外取締役であります。

# 株主総会会場ご案内図

会場 **横浜新都市ビル（そごう横浜店）9階 新都市ホール**  
神奈川県横浜市西区高島2丁目18番1号



アクセス

京急線・JR線

**横浜駅**下車 徒歩5分



新都市ホール入口

そごう横浜店 南エレベーター  
をご利用ください。  
(※午前9時15分から稼働いたします。)

## お願い

1. お土産および乗車券のご用意はございません。何卒ご理解いただきますようお願い申し上げます。
2. 当日の会場の状況により、第2会場へご案内させていただく場合がございます。



見やすく読みまちがえにくい  
ユニバーサルデザインフォント  
を採用しています。

